

第1次 東御市

総合計画後期基本計画



ごあいさつ



少子高齢化や全国的な人口減少、厳しい行財政状況の進行など、社会・経済情勢が大きく変化する中、地方においても自立して行財政システムを構築し、活力ある地域社会をつくりあげていくことが求められております。

平成 16 年 4 月の合併により新市としてスタートした東御市は、新たなまちづくりの実現に向け、平成 25 年度を目標に進んでいく市づくりの将来構想とその基本的な方向性を定めた「第 1 次東御市総合計画」を策定いたしました。

市が目指す基本理念を「さわやかな風と出会いの元気発信都市」として位置付け、これまで市民の皆様方とともに、基本理念の実現に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

市民の皆様と行政が一体となった協働のまちづくりも次第に定着し、市内各地で様々な地域活動や交流活動が広がり、自らのまちは自分たちがつくるという意識が浸透しつつあるものと感じております。

しかし、同時に、少子高齢化に伴う定住人口の確保対策や、安心して子どもを産み育てることのできる体制づくり、新規就農者の育成支援など、東御市をとりまく状況や課題、住民ニーズも時代とともに大きく変化しつつあります。

このような変化に柔軟に対応し、新しい時代にふさわしいまちづくりを推進するため、前期 5 か年の実績を分析し、現状の課題を把握した上で、平成 25 年度までの今後 5 か年の進むべき方向とその実現のための具体的な施策をまとめた「後期基本計画」を策定いたしました。

後期 5 か年においては、交流の拡大による定住人口の確保や、安心・安全なまちづくり、市民との協働によるまちづくりを市の重点課題として位置付け、基本構想のさらなる実現に向けて、市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

この計画の実現に向け、市民の皆様とともに全力で取り組んでまいりますので、今後もより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 21 年 4 月

東御市長 花岡 利夫

第1編 総論

第1章 計画の概要

- 1．計画策定の趣旨..... 3
- 2．計画の性格と役割..... 3
- 3．計画の構成と期間..... 4

第2章 東御市をめぐる状況

- 1．東御市の概況..... 5
- 2．時代の変化..... 7

第2編 基本構想

第1章 10年後の東御市

- 1．基本理念..... 11
- 2．基本方針..... 11
- 3．施策の大綱..... 13
- 4．土地利用の基本方向..... 15

第2章 主要指標の見通し

- 1．人口..... 16
- 2．世帯..... 17

- 基本構想の実現に向けて..... 18

第3編 後期基本計画

| | |
|--------------------------------|----|
| 重点施策の基本方向 | 24 |
| 第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備） | 30 |
| 第1節 花と緑と水のネットワークの形成 | 31 |
| 第2節 循環型社会の形成 | 34 |
| 第3節 快適で安全な生活環境づくり | 37 |
| 第2章 活力を産業に結ぶまち（産業の振興） | 42 |
| 第1節 魅力ある観光地づくり | 43 |
| 第2節 商工業の振興と起業化支援 | 47 |
| 第3節 多面的な機能の発揮による農業の振興 | 50 |
| 第3章 健やかさ・安心を結ぶまち（保健・医療・福祉の充実） | 54 |
| 第1節 安心できる保健・医療・福祉体制づくり | 55 |
| 第2節 まちぐるみ健康づくり | 58 |
| 第3節 地域で支えあう福祉のまちづくり | 61 |
| 第4章 未来を担う人を結ぶまち（教育・文化・スポーツの振興） | 64 |
| 第1節 生きる力を育む教育の推進 | 65 |
| 第2節 文化を育むまちづくり | 68 |
| 第3節 学びあい、教えあいの推進 | 71 |
| 第5章 支えあい夢を結ぶまち（市民と行政の協働） | 75 |
| 第1節 男女共同参画の推進 | 76 |
| 第2節 国際交流の推進 | 78 |
| 第3節 市民と行政の協働のまちづくり | 80 |

附属資料

| | |
|------------------------------|----|
| 東御市のシンボル | 85 |
| 東御市まちづくり審議会条例 | 86 |
| 第1次東御市総合計画後期基本計画の策定経過 | 87 |
| 第1次東御市総合計画後期基本計画策定についての諮問・答申 | 88 |

第1次東御市総合計画後期基本計画の構成

第1編 総論

第1章 計画の概要

第2章 東御市をめぐる状況

第2編 基本構想

第1章 10年後の東御市

第2章 主要指標の見通し

基本構想の実現に向けて

第3編 後期基本計画

重点施策の基本方向

第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち
(生活環境の整備)

第2章 活力を産業に結ぶまち
(産業の振興)

第3章 健やかさ・安心を結ぶまち
(保健・医療・福祉の充実)

第4章 未来を担う人を結ぶまち
(教育・文化・スポーツの振興)

第5章 支えあい夢を結ぶまち
(市民と行政の協働)

第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

総合計画（基本構想）は、地方自治法に策定することが定められている地方自治体の行政運営における最上位計画であり、まちづくりの指針となるものです。

本市では、平成16年4月に新市が発足し、平成16年度に新市の最初の総合計画である第1次東御市総合計画を、平成25年度を目標年次として策定しました。

この間の社会経済の潮流は、急速な少子高齢化の進行、国・地方の財政状況の逼迫、地球規模での環境問題、経済のグローバル化、本格的な高度情報化社会など、時代の大きな転換期を迎えています。また、本格的な地方分権の時代を迎え、平成の大合併に代表される行政改革のうねりは、私たちの生活と地域の姿を大きく変えつつあります。

平成21年は第1次東御市総合計画の中間点にあたりると同時に、本計画を構成する、前期基本計画が目標年次に達することから、時代の変化と前期計画の進捗状況を踏まえつつ、基本構想で掲げた5つの施策の大綱を実現するための取組みとして、ここに後期基本計画を策定します。

2 計画の性格と役割

総合計画は、10年後に目指すべき将来像やまちづくりの基本方針、施策の大綱など市政運営のよりどころとなるビジョンを示すとともに、その実現をめざして展開する施策の方向を明らかにするものです。

また、市民や行政が進むべき行動の指針としての役割を担うものでもあります。

3 計画の構成と期間

第1次東御市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

基本構想

基本構想は、東御市が目指す望ましい将来像と、これを実現するための施策の基本的方向を定めたものです。計画期間は、平成16年度を初年度とし、平成25年度を目標年次とする10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に定められた将来都市像を実現するため、施策の大綱に基づき、必要な諸施策を体系的に明らかにしたものです。

後期基本計画は平成21年度を初年度とし、平成25年度までの5か年とします。

実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を具体化するための計画として、毎年度の予算編成の先導的役割を担うものです。

3か年の計画でローリング方式により毎年策定します。

第1次東御市総合計画のしくみ



第2章 東御市をめぐる状況

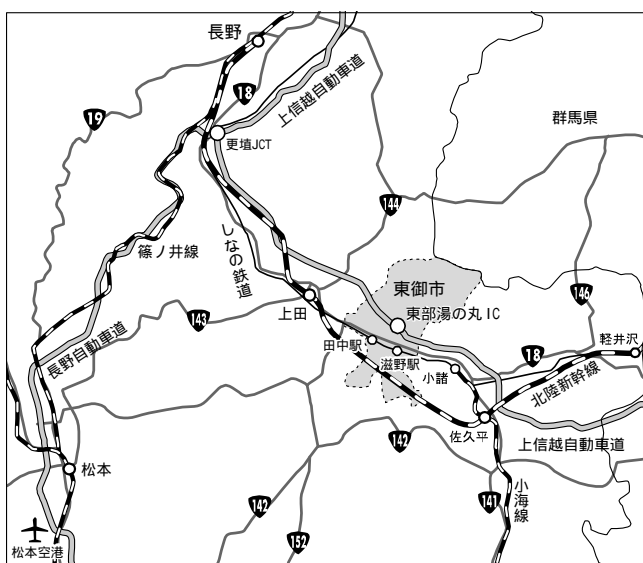
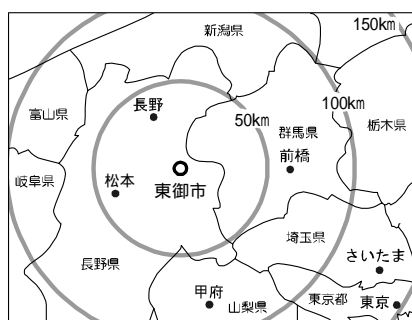
1 東御市の概況

位置と地勢、面積

東御市は長野県の東部に位置し、県都長野市までは約45kmの距離にあり、首都東京より約150kmの圏域にあります。北は群馬県嬭恋村に、西は上田市に、南は立科町、佐久市に、東は小諸市に接しています。市域は東西14.7km、南北16.5km、総面積112.3km²となっています。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国立公園に位置する蓼科山が眼前に位置し、市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過しています。

位置図



自然環境

気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山並の眺望に優れ暮らしやすい地域で、年間降水量が、900mm前後と全国でもまれな寡雨地帯となっています。

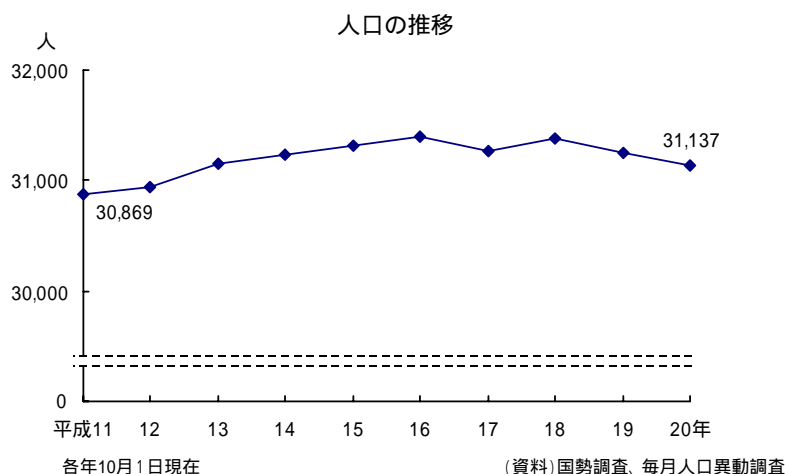
東御市のあゆみ

平安期の御牧原一帯は、朝廷への御献馬が飼育され600～700頭の馬が蓄積され、鎌倉時代までの400年にわたりにぎわっていたことから、本地域が京の朝廷文化を東信地域一帯へ伝承した役割を担っていたことがうかがえます。

近世においては、街道交通の発達につれ、田中、海野が北国街道の宿場となり、明治期には養蚕業の町として栄え、さらに鉄道交通網の整備に伴い田中駅を中心としたまちが形づくられました。

明治の大合併により、滋野村、祢津村、梶村、和村、北御牧村となり、その後の昭和の大合併により、滋野村、祢津村、田中町（梶村）和村が東部町となりました。平成16年4月に小県郡東部町と北佐久郡北御牧村の2町村が合併して東御市が誕生しました。

人口は、平成16年まで増加が続いていましたが、以降、増減を繰り返し、平成20年10月1日現在の人口は31,137人となっています。



2 時代の変化

(1) 少子高齢化の進展

わが国においては、少子高齢化が急速に進んでいるとともに、平成 18 年をピークに人口減少の局面を迎えています。

本市においても人口は横這いから減少傾向にあるとともに、それに伴い少子高齢化が進み、年少人口の減少、高齢者人口の大幅な増加となっています。

(2) グローバル化に伴い低成長時代を迎える

金融・経済活動は国境を越えて、地球規模へと拡大を続けています。これに伴い、競争が激化する中でわが国の輸出競争力はかつてのようなレベルを見込めなくなり、地域経済にも大きな影響を与えています。

本市においても地域経済の基盤が弱まってきており、工業の事業所や従業者数、商業では商店数、農業においては産出額などの減少が続いています。

(3) 持続可能な循環型社会の形成が求められる

地球温暖化やオゾン層の破壊などにより環境問題が地球的規模で深刻化しつつあります。

本市においては、水と緑の豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、地球温暖化防止に向けた取組みを推進します。今後良好な環境を次の世代に引き継ぐために省資源化、リサイクル、太陽光発電の継続普及促進をはじめ新エネルギーの利用などをさらに推進する必要があります。

(4) 安全・安心がより重視される

安全・安心に対する関心が高まっています。安心して子どもを産み育てられる環境や高齢者等が住み慣れた地域で生活できる環境などとともに、自然災害や犯罪、交通事故、食の安全に対する不安など、日常生活において生命や財産に関わるさまざまな不安が広がっています。

安全で安心な地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

(5) 官民の垣根を越えた協働が進められる

地方分権が進む中、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくには、市民との協働がますます大切となります。

本市においては、市民協働のまちづくり指針のもと、花いっぱい運動や資源物のリサイクル運動などが推進されています。男女が手を携えて官民の垣根を越えた協働の展開をさらに推進していく必要があります。

(6) 個別計画の策定が進んでいる

各分野で個別計画の策定が進められており、総合計画は分野間の調整や総合性への発揮が期待されます。本市における個別計画は以下のとおりです。

| 計画名 | 基本指針 | 計画期間 |
|--|---|----------------|
| 国土利用計画 | - | 平成 16 年～27 年 |
| 東御市都市計画 マスタープラン | 「人・自然・暮らしをつなぐ 元気創造都市 東御」 | 平成 17 年～37 年 |
| みどりの基本計画 | 「人と自然が輝くひだまり文化都市」 | 平成 14 年～32 年 |
| 新エネルギービジョン | - | 平成 12 年～22 年 |
| 東御市環境基本計画 | 「水と緑と人の和を育み 未来へ伝える さわやかとうみ」 | 平成 18 年度～27 年度 |
| 東御市役所地球温暖化防止 実行計画 | - | 平成 19 年度～21 年度 |
| 東御市農業基本条例 実施計画・行動計画 | 「水」「土」「もの」「ひと」 そして「地域」づくり | - |
| 東御農業振興地域整備計画 | - | 平成 20 年度～29 年度 |
| 健康とうみ 21 東御市健康づくり計画 (次世代育成支援行動計画に 基づいた母子保健計画) | - | 平成 18 年度～27 年度 |
| 特定健康診査、 特定保健指導実施計画 | 「生き生き 長生き 健康とうみ」 | 平成 20 年度～24 年度 |
| 東御市食育推進計画 | 「とうみの食で育む元気な 心とからだ 豊かな人間性」 | 平成 21 年度～25 年度 |
| 東御市地域福祉計画 | 「ともに支え合い、健やかで 安心して暮らせるまちづくり」 | 平成 19 年度～23 年度 |
| 東御市老人保健福祉計画・ 第 4 期介護保険事業計画 | 「健やかで、生き生きと、 安心を結ぶ福祉のまち」 | 平成 21 年度～23 年度 |
| 東御市障害者計画 | 「住み慣れた地域で安全、 安心して暮らせる社会」 | 平成 18 年度～22 年度 |
| 東御市障害福祉計画 | 「障害の自己決定と自己選択の尊重」 「3 障害に関わる制度の一元化の 下での総合的なサービス提供の推進」 「地域生活移行や就労支援等の 新しいサービス提供体制の整備」 | 平成 21 年度～23 年度 |
| 東御市次世代育成支援 行動計画 | 「みんなが育ち 輝く東御市」 | 平成 17 年度～21 年度 |
| 東御市生涯学習まちづくり 基本構想・基本計画 | 「ふれあい、たすけあい、 学びあい、共に生きる」 | 平成 18 年度～25 年度 |
| 東御市青少年健全育成計画 | 「地域で育てよう おらほの子ども」 | 平成 20 年度～29 年度 |
| 東御市男女共同参画プラン | 「一人ひとりの個性が 響き合うまちづくり」 | 平成 18 年度～27 年度 |
| 東御市人権施策の 基本方針・基本計画 | 「一人ひとりを尊重するまちづくり」 | - |
| 市民協働のまちづくり指針 | 「協働による元気いっぱいの まちづくりを目指して」 | - |
| 東御市行政改革実施計画 (集中改革プラン) | - | 平成 18 年度～22 年度 |

第 2 編 基本構想

第1章 10年後の東御市

1 基本理念

『さわやかな風と出会いの元気発信都市』

を基本理念とします。

さわやかな高原的気候の中、自然の恵みを活かした農業や地域資源を活かした観光、まちに活気をもたらす商工業などバランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人が出会い、新しい地域像や価値観を創造し、発信する都市をめざします。

2 基本方針

基本理念の実現に向けては、これまでも先進的に取り組んできた住民主体のまちづくりを継承するとともに、以下の方針のもとでまちづくりを進めます。

(1) 自然と共生したまちづくり

東御市は、湯の丸高原、池の平湿原、千曲川、八重原台地、御牧原台地、鹿曲川などの自然に恵まれ、気候的にさわやかで高原のイメージを発信する自然環境豊かな地域です。

市の財産であるこうした自然と共生する美しいまちをつくります。

(2) 一人ひとりを尊重するまちづくり

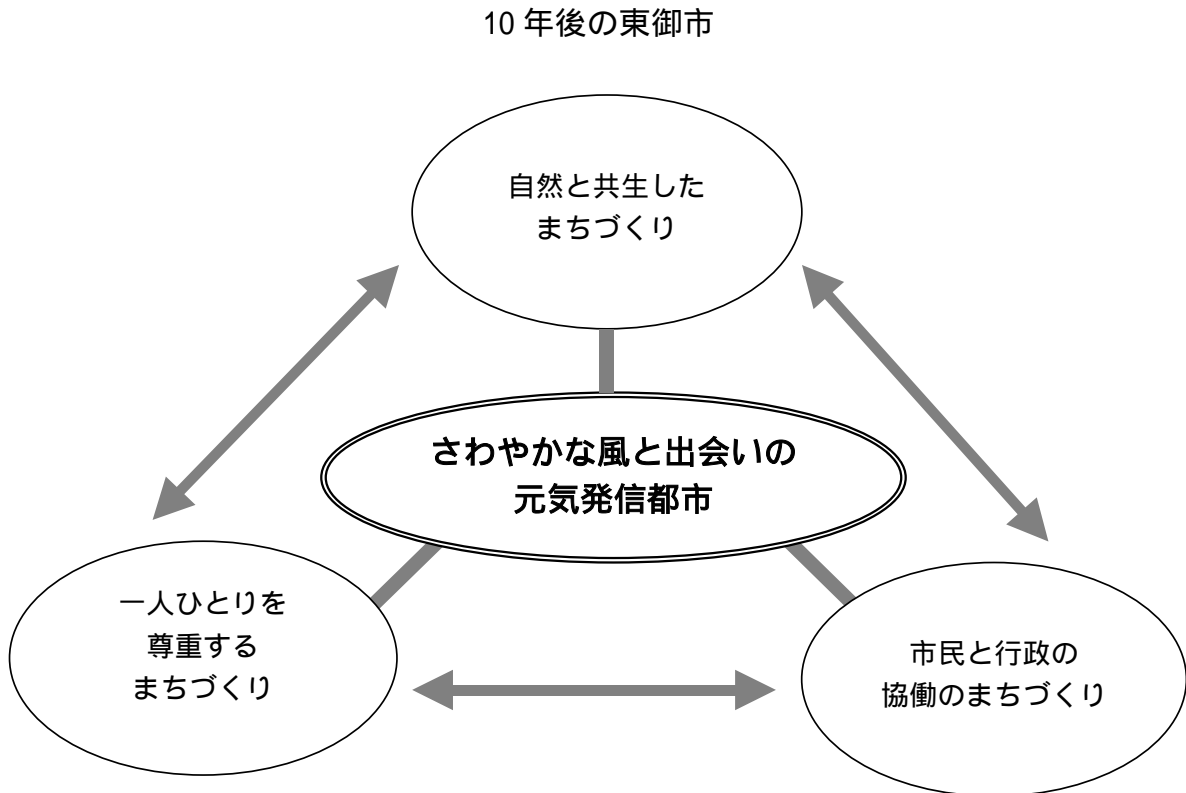
量の時代から質の時代に転換する時代の中では、住民のこころの豊かさを尊重し、生活の質を高めていくことが求められます。

くらしの中の様々な課題に的確に対応しながら、すべての人々の人権や個性が大切にされ、安心して暮らすことのできる、一人ひとりを尊重するやさしいまちをつくります。

(3) 市民と行政の協働のまちづくり

多様化、複雑化する行政課題を解決し、住みよいまちを築くためには、市民と行政がまちづくりのあり方を共に考え、互いに力を出し合い、役割を分かち合いながら、取組みを進めることが不可欠です。

多くの市民の知恵を生かし、市民と行政が協働して愛されるまちをつくります。



3 施策の大綱

(1) さわやかさを暮らしに結ぶまち（生活環境の整備）

地球規模での自然環境の破壊が問題化し、環境保全の重要性が高まる中、市民の共通の財産であるさわやかな自然と環境を守り、快適な都市生活と自然が調和する暮らしを実現するためには、市民と行政が一体となった取り組みが必要です。

川や里山の美しい景観を守り、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、既存の資源を有効に活用し、ごみを最小限に抑えるなど自然や健康に与える負荷を最小限にするよう配慮した循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、快適で人にやさしい道路網や住宅、公園などの整備、災害や事件、事故を防ぐための地域環境の整備などにより、便利で安全な住みよいまちづくりを進めます。

(2) 活力を産業に結ぶまち（産業の振興）

国際競争や産地間競争の激化など産業をめぐる時代の変化に対応し、地域の活力を産業振興につなげていくためには、地域資源の一層の活用や人材の育成、経営的な創意工夫が生かせる環境づくりが求められています。

地域資源のイメージアップやPR活動、訪れる人も楽しめる美しいまちづくりを通じた観光を軸とした地域産業の振興に取り組むとともに、優良企業誘致や産・学・官あるいは産業間の連携による新分野進出などによる商工業の活性化を目指し、地域に継続的に発展していく産業を育成します。

また、農業の多面的機能を活かしながら農地を保全し、地域の優れた農業を受け継ぐ人材の育成や地産地消の推進、付加価値を高めた全国に通用する優良農産物や加工食品の創出支援などにより、食と農村への期待に応えられる農業の実現に取り組めます。



明神池から浅間山麓を望む

(3) 健やかさ・安心を結ぶまち (保健・医療・福祉の充実)

少子高齢化による人口構造の変化や核家族化などにより地域社会が変容する一方、健康への関心や医療・福祉サービスへのニーズは日々高まっています。全ての市民が健やかさ、安心を実感するためにはまちぐるみで連携したサービスの提供体制の構築が必要です。

「福祉の森」、「ケアポートみまき」など市内の関係施設が保健、医療、福祉を一体的に提供する場として連携的な活動と市民サービスに努めるとともに、温泉健康複合施設などの健康づくり資源の活用や専門家による健康づくりアドバイスなど市民が主体的な健康づくりに取組める体制を整え、まちぐるみの健康づくりを進めます。

また、高齢者や子どもたち、障がいを持つ人も持たない人も、すべての市民が地域社会の中で結びつきを強め、それぞれのすばらしい個性を活かしながら互いに支えあうことにより、だれもが安心して輝いて生きていくことができる福祉のまちづくりに努めます。

(4) 未来を担う人を結ぶまち (教育・文化・スポーツの振興)

「まちづくりはひとづくり」といわれるとおり、市民一人ひとりが、教養や資質を高めていくことは明るく豊かなまちづくりの力となります。そのためには、子育ての総合的な支援や子どもたちが健全に育つ環境づくり、市民が心の満足度を高め、豊かな文化を守り育てていくための学びの場の充実が必要です。

きめ細かな対応を可能とする学習環境づくりや社会参加による体験学習の推進など子どもたちの豊かなこころと生きる力を育む教育を充実するとともに、社会全体で未来を担う子どもたちを見守り、子育て家庭を支える、まちぐるみのひとづくりを進めます。

また、地域の歴史や文化の保全と継承、地域資源の活用による文化芸術活動やスポーツの振興により生涯を通じて市民が学び、文化を育む生涯学習のまちづくりに取り組めます。

(5) 支えあい夢を結ぶまち (住民と行政の協働)

厳しい財政状況の中、公共サービスの内容やあり方の見直しが大きな課題となっており、住みよいまちづくりを実現するためには地域社会の結びつきや支えあい、市民、NPO、企業、行政等地域に関わる人々がまちづくりの場に主体的に参画し、協働と役割分担を進めていくことが不可欠となっています。

行政情報の公開や広報広聴活動に努め、市民が主体的に地域活動や政策形成に参画する機会を増やししながら、住民と行政双方が力を出しあう新しい公共サービスのあり方を探り、身軽で活動力に富む行政組織づくり、効率的・効果的な行財政運営を進めます。

また、性別や国籍などに関わらず、市民のだれもが個人の尊厳を守り、地域社会に参画していくことができるよう、相互理解への取組みや交流活動を支援します。

4 土地利用の基本方向

自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件とともに景観にも十分配慮し、都市的土地利用、農業的土地利用の調和を図りながら、長期展望に基づき、適切かつ合理的な土地利用に努めます。

第2章 主要指標の見通し

1 人口

(1) 人口

市の人口は、増加傾向が続き、平成27年の人口は、約32,100人と想定されます。その後は、少子化の進行等により、減少に転ずるものと想定されます。

(2) 年齢階層別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、老年人口の増加が顕著となり、平成27年には7,512人と、構成比でも23.4%を占めることが想定されます。

年少人口、生産年齢人口については、平成27年には、それぞれ5,238人、19,386人となるものと想定されます。

(3) 就業人口

就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業増加などが見込まれるものの、生産年齢人口が微増であることから、就業者数も微増で推移するものと想定されます。

このうち、第1次産業就業人口については、高齢化の進行や後継者不足などにより、平成27年で1,633人に減少するものと想定されます。

第2次産業就業人口についても、社会経済状況の変化によるサービス産業等への労働移動により5,734人と若干の減少が想定されます。

その反面、第3次産業就業人口については、8,650人に増加するものと想定されます。

2 世 帯

世帯数については、核家族や単身世帯などの増加による世帯人員の減少により、平成 27 年には、12,450 世帯に達し、1 世帯当り人員は平成 12 年の 3.14 人から平成 27 年には 2.58 人に低下することが想定されます。

主要指標の見通し

単位：人、%、世帯

| 区 分 | | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-----------|----------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 | | 30,157 | 30,944 | 31,623 | 31,993 | 32,136 |
| 年 齢 別 人 口 | 年少人口(0～14歳) | 5,245 | 4,965 | 5,109 | 5,262 | 5,238 |
| | 割合 | 17.4% | 16.1% | 16.1% | 16.4% | 16.3% |
| | 生産年齢人口(15～64歳) | 19,183 | 19,407 | 19,846 | 19,835 | 19,386 |
| | 割合 | 63.6% | 62.7% | 62.8% | 62.0% | 60.3% |
| | 老年人口(65歳以上) | 5,729 | 6,572 | 6,668 | 6,896 | 7,512 |
| | 割合 | 19.0% | 21.2% | 21.1% | 21.6% | 23.4% |
| 世 帯 数 | | 9,319 | 9,859 | 10,702 | 11,583 | 12,450 |
| 1 世帯当り人員 | | 3.24 | 3.14 | 2.95 | 2.76 | 2.58 |
| 就 業 人 口 | | 16,821 | 16,620 | 16,419 | 16,218 | 16,017 |
| 就 業 率 | | 55.8% | 53.7% | 51.9% | 50.7% | 49.8% |
| 産 業 別 人 口 | 第 1 次産業就業人口 | 2,937 | 2,567 | 2,197 | 1,929 | 1,633 |
| | 割合 | 17.5% | 15.4% | 13.4% | 11.9% | 10.2% |
| | 第 2 次産業就業人口 | 6,681 | 6,364 | 6,047 | 5,903 | 5,734 |
| | 割合 | 39.7% | 38.3% | 36.8% | 36.4% | 35.8% |
| | 第 3 次産業就業人口 | 7,203 | 7,689 | 8,175 | 8,386 | 8,650 |
| | 割合 | 42.8% | 46.3% | 49.8% | 51.7% | 54.0% |

* 平成 7 年と平成 12 年については、実績値(国勢調査)。

* 平成 17 年からは推計値。人口の将来見通しについては、センサス変化率を用いたコーホート法で、1 世帯当り人数、就業率、産業別就業割合は過去 5 年間のトレンド法により推計しました。

基本構想の実現に向けて

少子高齢化による全国的な人口の減少や厳しい行財政状況の進行など社会が大きく転換していく中で、基本構想に描く理念を具体化していくためには、市は多様な課題に柔軟に対応し、市民との協働を進めながら、効率的に施策を実施していかなければなりません。

そのために、時代に対応する効果的なサービスを確保するための近隣市町村とのパートナーシップの確立や行政組織やシステムの見直し、再構築を推進し、めざす将来像の実現に取り組めます。

広域連携体制の構築

交通体系の整備などにより、市民の日常生活は市内だけではなく近隣市町村とも深いかかわりをもつようになり、必要とされる行政サービスも広域的に対応していかなければならないものが出てきています。

また、市町村が担うようになった事務の中には近隣市町村と課題を共有し解決を図ることにより効率化が図れるものも少なくありません。

日常的に繋がりのある広域圏がこうした課題に一体的に取り組むため、上田地域広域連合において策定した広域計画等に基づき、関係市町村との交流や連携、事務の共同処理などによるパートナーシップを構築し、効率的で質の高い行政サービスの確保に努めます。

行政改革の推進

地方分権により市が担う事務や権限が拡大する中で、まちづくりを行うための安定した財政基盤を確立していくためには、組織改革だけにとどまらず、従来の行政経営のシステムを根本から見直していく必要があります。

市民に分かりやすく機動性の高い市役所づくりや政策に対する事業効果の評価・検証、公共サービスの役割分担の見直しなど、簡素で効率的な行政への構造改革を行います。

市民と行政との協働をより一層進めるため、市民への情報公開・情報提供、まちづくりや公共サービス分野への市民の直接的な参画を進め、自律的に地域づくりに取り組む市民の力を活かすことのできる透明性の高い行政運営に努めます。

計画的な財政運営

地方交付税の抜本的な見直しや少子高齢化による人口減少など財政を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。

基本構想の個々の施策の推進に関しては、中長期的な展望に立った財政計画と連動しながら、実施する事業の効果、影響、実施期間が妥当であるかどうかなど内容を総合的に見極め、適切な執行を行います。

また、事業実施後は施策への投資効果を定期的に評価・検証し、より実効性の高い執行に努め、自立したまちづくりを支える安定した財政基盤の構築を目指します。

第3編 後期基本計画

基本計画は、重点施策の基本方向と5つの政策分野からなる基本目標別計画から構成しています。

重点施策の基本方向は、東御市の課題を踏まえ、多彩な潜在力を生かしながら、基本理念で掲げた『さわやかな風と出会いの元気発信都市』の実現と、東御市らしい施策の展開を図るため重点的に取り組むべき施策の基本方向を明らかにしています。

基本目標別計画では、計画期間中に取り組む施策を5つの政策分野ごとに体系化したものです。

重点施策の基本方向

- 1 . 3.5万人から4万人が暮らす元気なまちづくり
- 2 . 安全・安心、元気なまちづくり
- 3 . 市民との協働による元気なまちづくり

基本目標別計画

- 第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち
(生活環境の整備)
- 第2章 活力を産業に結ぶまち
(産業の振興)
- 第3章 健やかさ・安心を結ぶまち
(保健・医療・福祉の充実)
- 第4章 未来を担う人を結ぶまち
(教育・文化・スポーツの振興)
- 第5章 支えあい夢を結ぶまち
(住民と行政の協働)

重点施策の基本方向

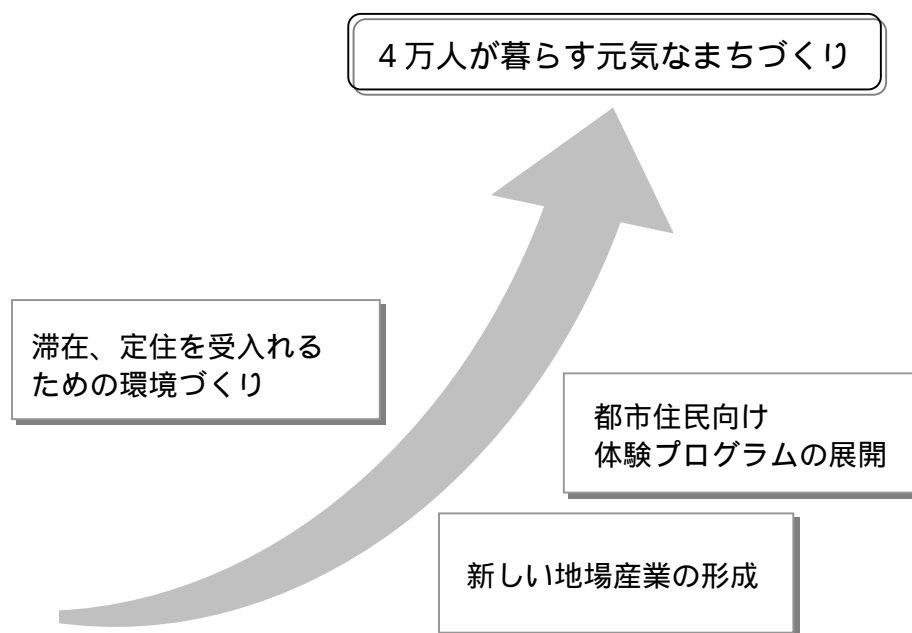
1 . 3.5 万人から 4 万人が暮らす元気なまちづくり

基本認識

近年、国民の価値観やライフスタイルは大きく変化してきています。「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する傾向にあり、暮らし方にしても地方での暮らしや、居住地を選択できる二地域居住などのニーズが高まっています。わが国においては、少子高齢化が急速に進み、平成 18 年をピークに人口減少の局面を迎えています。本市においても少子高齢化が進み、人口は伸び悩んでいます。そのため本市のこうした人口構造を補っていくには、積極的に若者の定着を図るなど定住人口の確保に努めていく必要があり、交流を拡大しながら定住人口の増加に結びつけていくことが課題となっています。

国民のライフスタイルの変化や多様なニーズに応えられるまちづくりを進め、交流人口を拡大していくことが必要となります。具体的には、本市の持つ自然や歴史、文化、農林産物などの地域資源をなお一層活用し、交流をますます大きなものにしていくと同時に、新しい交流の機会を次々に生み出していく環境づくりをめざします。

交流の拡大は、本市への移住者や I ターン、U ターン人口の増加、二地域居住の一方の地となるなどが期待され、将来的には 3.5 万人から 4 万人が暮らすまちの実現をめざします。



取組みの方向

魅力ある観光地づくり

本市にある自然環境の豊かさ、温泉資源、田園景観、果樹などの農業資源、海野宿など歴史・文化資源は、観光に対するニーズの多様化を受け、魅力ある観光地づくりへの十分な可能性を秘めており、やすらぎと感動の空間を提供できるよう観光ビジョンの策定を進めます。

滞在、定住促進と新しい地場産業の形成

本市では、新規就農者の受入れを行っています。次第に大きな力を発揮しつつあります。こうした実績を踏まえ、多様な地域資源を活かし、都市住民向け体験プログラムの展開や滞在、定住を受入れるための環境づくりを推進します。

また、地域特性を活かしたワイナリーづくりなど農業の多様な可能性を見だし、新しい地場産業を形成する環境を整備します。

働く人が増え、元気に暮らす人が増えるまちづくりを進める視点から、市内外のニーズを受け止め、観光や産業と連携できる商工業の活性化と発展を促進します。



海野宿ふれあい祭



ワイン用ぶどう園

2 . 安心・安全、元気なまちづくり

基本認識

豊かな自然、癒しとなる温泉、安心で旬の農産物など、本市の恵まれた地域資源を活用した健康づくりのしくみをつくり、市民の実践を促進します。特に、本市では巨峰、くるみ、八重原米などの農産物を生み、これらを活かした多様な食文化を育んできました。しかし、飽食の時代において食の重要性が忘れられ、食生活が乱れ、健康への影響が指摘されています。とりわけ、家庭における食の乱れは、子どもたちの心身の成長及び人格形成に大きな影響を及ぼしており、とうみ食文化の再構築が求められています。

また、市民の健康不安の解消、安心して出産することのできる体制づくりや高齢者の暮らしの確保など、市民一人ひとりの多様な生活ニーズに対応し、市民が将来にわたり安心して生活を送れる地域づくりが求められています。

本市の世帯構成は、三世帯同居割合の高さなど家族や地域の助け合いの土壤があります。時代とともに家族機能は変化し、地域のつながりは希薄になりがちですが、地域全体で子育て家庭を支援し、高齢者を支えることができるよう地域コミュニティ機能の再構築をめざす必要があります。

安全・安心とともに基本理念が掲げる元気がこれからのキーワードの一つとなります。市民一人ひとりの人権が尊重され、年齢、性別、障がいの有無に関わりなくその個性や能力を發揮できるような環境づくりを進め、起業など働きがいのある場づくりをはじめボランティアや地域づくり、文化などさまざまな活動を支援していく必要があります。



食育の推進



東御市民病院

取組みの方向

健康づくりと食育の里づくりの推進

日常生活における健康づくりを支援するとともに、健康的な食生活を実践できる力を身につけ、とうみの豊かな食文化を継承することができるよう“生き生き 長生き 健康とうみ”をキャッチフレーズに食育の里づくりを推進します。

適切な医療提供の体制づくり

身近な医療機関と高度な医療を行う医療機関との連携を強め、適切な医療を提供する体制を充実します。また、市内において出産から子育てまで、安心して医療機関の診療を受けられるよう体制づくりに取り組めます。

地域コミュニティ機能の向上

より身近な地域での子育て支援活動や高齢者等の生活支援に対し、地域住民と行政が連携し、地域の実情に即した取組みを実践できるよう、地域コミュニティ機能の再構築に努め、地域住民主体の新たな取組みを促進します。

3 . 市民との協働による元気なまちづくり

■ 基本認識 ■

市民ニーズが多様化、複雑化する中でよりよいまちづくりを進めていくためには、市民の参加・参画が不可欠であり、市民と行政の協働の取組みを推進することが重要となっています。

協働は、市民と行政が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動するものですが、本市においては従来からごみの分別運動や生ごみの堆肥化による減量化、区や団体等で行っている道路・河川清掃や花いっぱい運動などが行われています。また、最近ではデマンド交通サービスが市商工会により提供されています。

今後、これまでのこうした取組みの蓄積を活用し、市内外のニーズを受け止め、環境の保全、子育て支援、介護、空き家の利用などさまざまな分野で新しい協働事業をつくり出していく必要があります。そのため「市民協働のまちづくり指針」を踏まえ、市民・区・企業等と行政が男女共に適切な役割分担と連携を図りながら協働のまちづくりを推進していくことが課題となっています。



河川清掃活動



地域づくり活動

取組みの方向

協働に向けた力の結集

市民・区・企業、各種団体の地域貢献活動を広げ、また小学校区を単位とした地域づくりを促進し、市民一人ひとりの想いを結集し、活動を促進するための仕組みをつくります。

協働事業の促進

市民が力を合わせて行っているごみの分別や減量活動、清掃活動、花と緑のまちづくり、デマンド交通などの取組みを促進します。

また、最近、農山村地域ではコミュニティビジネスなどで地域としていろいろな取組みが行われていますが、本市においても市内外のニーズに対応し、特産品の発掘・商品化や空き家の活用の仲介など、地域特性を發揮した協働事業を検討します。

最適な協働手法の導入

既に文化会館などで導入を進めている指定管理者制度を他の公共施設にも拡大するとともに、P F I制度や民営化など事業の特性に応じて最適な協働手法の導入を図ります。

基本目標別計画

第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち (生活環境の整備)

第1節

花と緑と水のネットワークの形成

1. 自然保護活動と自然学習機会の拡大
2. 河川の保全と活用
3. 森林と里山の保全・活用
4. 花と緑のまちづくりの推進
5. ふるさと景観づくりの推進

第2節

循環型社会の形成

1. ごみの適正処理と減量・資源化の推進
2. 活性水の利活用の評価・検討
3. 雨水利用の推進
4. 新エネルギー活用の推進
5. 地球温暖化対策の推進

第3節

快適で安全な生活環境づくり

1. 快適な道路交通網の整備
2. 新交通システムの運行支援と駅周辺の整備
3. 快適な生活空間の創出
4. 総合的・計画的な土地利用の推進
5. 安全でおいしい水の安定供給
6. 地域防災対策の推進
7. 治山治水対策の推進
8. 消防救急体制の強化
9. 犯罪や事故のないまちづくりの推進

第1節 花と緑と水のネットワークの形成

現状と課題

本市は高原、河川、森林、里山などの豊かな自然に恵まれているとともに、湯の丸高原では、レンゲツツジ群落の保全活動に地域的な取り組みを行っています。花と緑のまちづくりについては、花いっぱい運動や緑のサポーター活動など市民の自主的な取り組みが定着しつつあります。

自然環境の保護を図るための自然保護団体への活動支援をはじめ、河川、森林、里山の保全と活動により、多くの市民が自然にふれることのできる場や機会を設けることが必要となっています。

また、市民の自主的な取り組みを促すことにより、花と緑のまちづくりをさらに推進する必要があります。

基本方針

自然学習などにより自然に対する関心を高めながら、高原の希少生物の保護、千曲川などの身近な河川や里山の保全などに、地域全体で取り組みます。

また、花と緑のまちづくりを市民の自主性あふれる活動にしていくことにより、季節感があふれ、歴史的景観や町並みなどと調和した美しいふるさと景観の形成に努めます。

施策の展開

1．自然保護活動と自然学習機会の拡大

自然に触れる楽しさや大切さを理解し、将来も豊かな自然を引き継いでいくことができるよう、自然保護活動や自然学習機会の拡大に努めます。



オオルリシジミ

具体的な取り組み例

- ・市民参加による湯の丸高原レンゲツツジ群落の保全活動の推進
- ・湯の丸自然学習センターを活用した自然観察会や学習活動の支援
- ・関係機関と連携した希少生物（オオルリシジミ等）の生息・生育環境の保全と啓発保護活動への支援
- ・自然学習リーダーの養成

2．河川の保全と活用

美しい河川を守り、良好な水環境を確保するために、市民活動を支援し水質汚濁の防止や水辺環境の美化への取組みに努めます。

水辺とふれあう親水空間づくりにより、市民が河川に親しめる機会を提供します。

具体的な取組み例

- ・ 河川の美化清掃活動など川を守る活動への支援
- ・ 千曲川など身近な川に親しむ活動の推進
- ・ 市民の協働による親水公園やホタル水路の整備



河川清掃活動

3．森林と里山の保全・活用

森林機能の保全を図るとともに、生活に身近な里山の豊かな自然を守り、育て、市民が楽しみ、交流する場として活用を図ります。

具体的な取組み例

- ・ 適正な間伐や植樹、松くい虫防除対策の推進による健全な森林づくり
- ・ 生態系への影響を考慮した野生鳥獣害対策の推進
- ・ 里山保全・美化を行う地域的な取組みへの支援とボランティア団体の育成
- ・ 環境学習や子どもの自然体験、市民の憩いの場としての活用

4．花と緑のまちづくりの推進

美しく潤いのある生活環境づくりのため、市民の自主性を重んじた取組みを支援することにより、地域における花と緑のまちづくりを推進します。

具体的な取組み例

- ・道路や駅前広場など公共空間における花いっぱい運動への支援
- ・地域が協働で取組む花壇づくりや緑化運動への支援
- ・みどりのサポーターなど地域の緑化に取組むボランティア団体への支援
- ・ガーデニング講座やコンテストなどを通じた花と緑のまちづくりの推進
- ・北御牧地区の都市計画区域編入に伴う「みどりの基本計画」の見直し



みどりのサポーターによる花壇整備



地域住民による花いっぱい運動

5．ふるさとと景観づくりの推進

多様な生態系の保全に心掛けるとともに、地域ぐるみで豊かな自然と周辺景観が調和した、美しいまちづくりに努めることにより、市全体としてのふるさとと景観づくりを推進します。

具体的な取組み例

- ・生態系に悪影響を与えるブタクサ、アレチウリなど外来動植物への対策
- ・景観に配慮した屋外広告物の規制
- ・景観づくりのための住民協定の普及と景観形成活動への支援

第2節 循環型社会の形成

現状と課題

地球環境に与える負荷を最小限にするため「クリーンリサイクルタウン東御市」として、ごみの分別、資源化に向けた取組みを進めています。事業系紙類の資源化や、廃食用油の収集及びリサイクルなどにより、ごみの減量化を推進しています。こうした資源化や減量化に向けた取組みとともに、ごみ処理広域化への取組みが課題となっています。

地球温暖化防止のため、燃焼時にCO₂を発生する化石エネルギーの利用を抑制していくことが重要となっています。本市では、公共施設はもとより個人住宅への太陽光発電の普及は著しく、さらなる利用拡大や意識啓発など、地球温暖化防止に向けた取組みが必要となっています。

基本方針

生活廃棄物の分別の徹底や減量化・資源化を行い、処理施設の広域化を通して、生活廃棄物の適正処理を推進します。

また、活性水や雨水の利用、新エネルギーとして代表的な太陽光発電の普及などにより、市民、行政がそれぞれ、毎日の生活の中で環境に対する負荷を低減していくよう努めます。

施策の展開

1. ごみの適正処理と減量・資源化の推進

排出された生活廃棄物に関しては、環境保全基準に適合した適正な処理を進めます。市民や事業者による生活廃棄物の発生抑制や資源化への取組みを支援するとともに、3R（リデュース～減量化、リユース～再使用化、リサイクル～再資源化）を推進し、ごみ減量化に努めます。

また、広域的な処理施設の整備を検討します。

具体的な取組み例

- ・ごみ分別の徹底によるごみの資源化
- ・地域や各種団体の資源ごみ回収運動の支援
- ・市民が気軽に利用できるリサイクルセンターの検討
- ・生ごみの減量化と堆肥化の促進
- ・ごみ減量アドバイザーによる啓発普及活動
- ・東部クリーンセンターの適正な運転管理と点検整備による延命化
- ・ごみ処理広域化計画の推進



エコバッグ作り

2．活性水の利活用の評価・検討

汚泥リサイクルによる活性水の生成とその利活用については、これまでの利活用に対する評価を行う中で、今後の取組みの方策を検討します。

具体的な取組み例
・活性水の効果研究

3．雨水利用の推進

寡雨地域におけるため池の機能維持や雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を促進し、水資源の有効な活用を進めます。

具体的な取組み例
・公共施設での雨水の活用
・個人住宅・事業所等への雨水貯留槽の設置支援
・農業用ため池のしゅんせつ、補修の推進

4．新エネルギー活用の推進

市民、事業者にも新エネルギーとして代表的な太陽光発電の普及・促進に努めるとともに、地域バイオマスエネルギーの導入・可能性について調査・研究を進めます。

具体的な取組み例
・個人住宅への太陽光発電の普及支援
・公共施設への太陽光発電の普及拡大
・新エネルギーに関する意識啓発と情報提供による取組み支援

5 . 地球温暖化対策の推進

市民、事業者、行政がともに地球温暖化に対する意識を高めるとともに、地域での取組みを促進します。

具体的な取組み例

- ・ 環境基本計画の推進
- ・ とうみエコライフDAYの実施
- ・ 環境市民会議の活性化
- ・ 環境 ISOの推進
- ・ CO2 排出抑制のための省エネ、ノーカー運動の推進
- ・ 地球温暖化対策地域推進計画の策定

ISO

...国際標準化機構 (International Organization for Standardization)

環境 ISOとは国際標準化機構が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格。

第3節 快適で安全な生活環境づくり

現状と課題

本市の交通網は、千曲川右岸をしなの鉄道が走り、上信越自動車道のインターチェンジを擁し、国道18号と主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）が東西の幹線道路として横断し、これに通じる道路として主要地方道諏訪白樺湖小諸線、県道東部望月線等があります。また、千曲川左岸広域農道（千曲ビューライン）が開通するなど、交通の利便性は高いものがあります。公共交通については、新交通システムであるデマンド交通を導入し市民の足の確保に努めています。

地域の活力を維持・向上させるため、田中駅周辺の整備などを進めていますが、良好な都市環境や計画的な居住環境づくりを推進していく必要があります。

水資源の安定供給や、地震などに備えた地域防災対策、洪水など、自然災害のない治水治水対策を進めていますが、今後ともその対策は重要な課題であり、生態系などに配慮しながら一層の対策が必要となっています。

また、消防・救急や防犯、交通安全など、安心して住める地域づくりが課題となっています。

基本方針

道路網の体系的整備を進めるとともに、公共交通の利便性向上を図ります。快適でゆとりある住環境整備を進め、施設や道路のバリアフリー化など、市民が暮らしやすい環境を整備します。

災害、事故、犯罪が起こりにくく、安心感のある地域をつくります。災害や事故を未然に防ぐために必要な施設等の整備を行うとともに、地域防災力の強化を図ります。

地域に安心感を生むための見守り体制づくりや、警察など関係機関と連携した交通安全運動の推進など、市民の力を活かした安全な地域づくりを促進します。



市道大比良線

施策の展開

1．快適な道路交通網の整備

広域ネットワークに対応した、まちの骨格となる幹線道路の整備や改良を進めます。

道路整備にあたっては、安全性や歩行者空間に配慮した整備を進め、沿道環境との調和や景観面への配慮に努めます。

具体的な取組み例

- ・道路整備計画による幹線道路の効果的整備
- ・海野バイパスの建設促進
- ・生活道路の拡幅整備、側溝整備
- ・主要通学路の歩道設置と緑化の推進
- ・段差解消などバリアフリーに配慮した道路改良
- ・分かりやすく統一した公共サインの設置

2．新交通システムの運行支援と駅周辺の整備

公共交通機関の利用を促進し、新交通システムとしてのデマンド交通が安定して運行できるよう支援します。

田中駅周辺は、駅のターミナル機能の向上と、駅南口地域については、地域特性に応じた活性化を図ります。

具体的な取組み例

- ・とうみレッツ号の安定した運行体系の構築支援
- ・しなの鉄道の利用促進
- ・田中駅南口地域の活性化支援

駅のターミナル機能

…バス輸送などとの結節点として、乗り換えを円滑に行うための機能（駅前広場や駐車場、待ち合い施設の設置、発着時刻の調整など）



デマンド交通（とうみレッツ号）

3．快適な生活空間の創出

快適でゆとりある住環境整備のため、高齢者や障がい者にも利用しやすい施設や住宅、公園等の整備を進めます。

また、地域の環境を、暮らしや産業を支える大切な基盤として認識し、騒音や悪臭などの防止活動支援や指導監視体制を強化します。

具体的な取組み例

- ・ 公共施設への ユニバーサルデザインの普及
- ・ みどりの基本計画の策定
- ・ 都市公園の整備
- ・ 公営住宅ストック総合活用計画による公営住宅の建て替え
- ・ 騒音や悪臭、ばい煙など環境悪化に対する指導、規制
- ・ ダイオキシン類などの新たな化学物質による環境汚染の防止

ユニバーサルデザイン

…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。



田中中央団地

4．総合的・計画的な土地利用の推進

自然と調和した総合的・計画的な土地利用を推進するとともに、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、豊かな市民生活を送ることができるよう、地域特性にあった土地利用を推進します。

具体的な取組み例

- ・ 国土利用計画の推進
- ・ 都市計画マスタープランによる計画的なまちづくりの推進
- ・ 用途地域と都市施設の見直し

5．安全でおいしい水の安定供給

安全で良質な水を安定して供給できるよう、水源の確保や水質管理体制の強化を図り、健全な水道事業経営に努めます。

また、生活排水処理については、地域特性に応じて公共下水道など生活排水処理施設の適正な管理と水洗化を促進します。

具体的な取組み例

- ・水道集中監視システムの効率化と充実
- ・良質な水道水を確保するための定期水質検査の実施
- ・水道事業基本計画及び地域水道ビジョンの策定
- ・新幹線トンネル湧水の利活用に関する研究
- ・生活排水処理施設の適正な管理と水洗化の促進

6．地域防災対策の推進

地震や風水害に備え、的確に対応するための地域住民による自主防災組織の育成など、まちぐるみの総合的な防災対策を推進します。

また、市民との災害情報の共有や災害発生時の応急対策の徹底、広域的な応援体制の構築など、災害からの復旧を迅速かつ円滑に行うための備えを進めます。

具体的な取組み例

- ・地域防災計画による防災体制の整備
- ・防災訓練の実施
- ・住宅・建築物の耐震化の促進
- ・消防機関や医療機関などの近隣応援体制の強化
- ・災害発生時の情報伝達体制の整備
- ・災害弱者に対する支援体制の強化
- ・避難方法や応急処置の仕方などの市民への普及、啓発



防災訓練



心肺蘇生法の実演

7．治山治水対策の推進

山林の保全や河川改良、雨水排水対策などの治山治水対策を推進し、風水害に強い安全な地域を形成します。

具体的な取組み例

- ・水源のかん養などの機能を高める森林整備の推進
- ・地すべり等危険地域の土地利用の制限や防災措置の推進
- ・河川改良や治水砂防事業の推進
- ・都市部における雨水排水幹線水路の整備

8．消防救急体制の強化

多様な火災発生に対応できる消防力の強化や、消防団の活動支援により、迅速で円滑な消防救急体制を確立します。

具体的な取組み例

- ・防火水槽、消火栓など地域の消防施設・設備の整備
- ・消防団の活動環境の充実
- ・消防救急体制の広域化による機能強化

9．犯罪や事故のないまちづくりの推進

防犯灯や標識など事件、事故を発生しにくくするための施設整備や安全パトロールの実施など、市民と行政が協働して安全な市民生活を守るための取組みを進めます。

具体的な取組み例

- ・防犯灯や交通安全施設等の整備
- ・交通安全教育の充実
- ・交通安全運動や防犯パトロールの実施
- ・地域住民、保育園、学校など関係機関の情報共有や連携による子どもの安全を守る地域づくりの推進
- ・消費生活センター等との連携による消費者教育や啓発活動の推進



年末警戒街頭広報活動



年末交通安全運動

第2章 活力を産業に結ぶまち

(産業の振興)

魅力ある観光地づくり

1. 観光情報の発信と観光地としてのイメージアップ
2. 観光資源を飾る花回廊の整備
3. 観光施設の整備と利用促進
4. 潜在的な観光資源の発掘と活用
5. 観光推進体制の整備

商工業の振興と起業化支援

1. 商店街・商業地の賑わいづくり
2. 商工業経営の改善と経営基盤の強化
3. 工業用地の確保と優良企業の誘致
4. 新産業・新分野進出の支援
5. 地域産業を支える社会づくり

第3節 多面的な機能の発揮による 農業の振興

1. 新たな農業方針の共有と行動・施策等への反映
2. 優良農地の保全・活用、遊休農地対策の強化
3. 担い手農業者の育成と支援
4. 市民の暮らしに直結する農業、
環境にやさしい農業の推進
5. 都市と農村の交流拡大

第1節 魅力ある観光地づくり

現状と課題

市内の観光資源には、浅間南麓の高原と花や生き物、スキー場、飲食施設・ワイナリー、江戸期から明治の建物を残す海野宿、緑と水空間に置かれたミュージアム、温泉施設などがあり、湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園では合わせて年間90万人余の来訪者を受入れています。

観光を通じた交流は、市の歴史・文化の情報の発信、物産の販売、観光事業・関連産業の振興に結びつくものであり、新たなまちづくりにとって柱となるものです。本計画前期では、観光地としてのイメージアップ、観光施設の整備と利用促進などに取組んできましたが、観光客の視点に立った楽しみ方である“TTD”(ためになる、体験できる、ドライブする)などの視点から、引き続きこれらへの取組みを強化していくことが課題となっています。

基本方針

市内の観光資源を再点検し、正確・迅速でかつ内容豊かな情報の提供に努めます。

海野宿をはじめとする観光資源・環境の整備や拠点施設の効果的な運営、東信濃の歴史・文化、食と物産、農業体験などの潜在的な観光資源の発掘と活用に努めることにより、観光客の滞在や再訪を促す観光地の創造、交流の促進、関連産業の活性化を進めます。



海野宿



芸術むら公園

施策の展開

1. 観光情報の発信と観光地としてのイメージアップ

市内の観光地やミュージアム・ショップ・農園等の情報を効果的に発信・提供し、親しみやすい観光地としてのイメージアップを図ります。

また、市民が一体となったイベントなどにより、明るくさわやかな東御市のイメージを対外的に発信します。

具体的な取組み例

- ・観光協会ホームページによる観光情報の強化・充実
- ・パンフレット等との組合せによる効果的な観光情報の発信
- ・観光案内標識、案内板などでの統一デザインによる公共サインの整備
- ・東御市民祭り、火のアートフェスティバル、巨峰の王国まつりなどの交流型イベントの実施



東御市民祭り



火のアートフェスティバル



巨峰の王国まつり

2．観光資源を飾る花回廊の整備

市の観光資源が持つ歴史、芸術、食と文化などに対応し、これとマッチする花木の植栽や周辺環境の整備により、花回廊の形成に努めます。

具体的な取組み例

- ・海野宿の花壇・植え込み管理をはじめ、花いっぱい運動、緑化運動の推進
- ・湯の丸高原レンゲツツジ群落保全活動の推進
- ・登山道の整備（雑木処理、草刈り）



湯の丸レンゲツツジ

3．観光施設の整備と利用促進

観光地や施設をより利用しやすいものとし、観光客の満足を引き出すことができるよう、観光施設や付帯設備、サービス提供体制の充実を支援します。

また、市温泉施設の利活用の方向を検討し、新たな運用に努めます。

具体的な取組み例

- ・湯の丸高原、海野宿などへの駐車場やトイレ、遊歩道等の整備
- ・市の温泉施設の運営方針の確定と実施
- ・大田区休養村の利用促進
- ・観光施設等における望ましいサービスのあり方を検討する横断的組織の設置検討

4 . 潜在的な観光資源の発掘と活用

「地芝居 東町歌舞伎」をはじめ、地域に固有の自然や史跡、芸術文化、農林業やものづくりなどにわたり、地域資源の新たな観光資源としての活用方法を探ります。

また、史跡等のガイドや体験型プログラム講師などへの市民の参画を促し、観光を支える人材を育成し、外国人を含む幅広いニーズへの対応力を高めることにより、観光地の魅力アップを図ります。これと併せ、新たな観光振興方策の検討と立案を進めます。

具体的な取組み例

- ・地域の優れた資源の活用〔農業体験、竹紙づくりなどものづくり体験、弘法大師のさかさ杖（シナノキ）、姫子沢、滝の沢の棚田など〕
- ・市民観光ガイドの育成と多面的な活動への支援
- ・観光施策検討会議の設置による新たな観光施策の立案

5 . 観光推進体制の整備

新たな観光施策の検討・立案と併せ、観光協会を軸とし、市民、事業者、行政が連携し協働できる観光推進体制の整備を行い、地域全体で魅力ある観光地の形成に取り組めます。

また、広域的な連携による観光推進体制づくりを進めます。

具体的な取組み例

- ・観光協会など関係団体への支援
- ・観光協会を軸とする観光推進体制の整備・強化
- ・浅間山麓広域観光の推進

第2節 商工業の振興と起業化支援

現状と課題

田中地区において中軸となる都市計画道路事業が完成し、優れた景観を持ち、安心して買い物ができる散策・ショッピング空間が形成されつつあります。今後は、市内外の消費ニーズに応えつつ、市周辺に立地する大型店や上田市商圈に対抗できる特色ある商業地づくり・賑わいづくりが求められています。

工場誘致等については、市土地開発公社との連携により市内工業団地への優良企業の誘致を実現しています。本市の立地条件を活かすことのできる産業振興の観点から、企業のニーズに合わせた工業用地確保と団地造成が課題となっています。

産業・経営のグローバル化、国際的な金融不安など将来を見通しづらい環境下にあっては、市内に立地する企業の経営努力や改善を支援するとともに、産業を地域ぐるみで支えることのできる仕組みづくり・風土づくりが重要となっています。

基本方針

市民生活の利便性を確保し、活気ある都市のひろばとしていく観点から、田中地区商店街の魅力づくり・環境整備、賑わいのまちづくりを支援します。

既存企業の経営改善や強化、工場・事業所用地の提供と優良企業の誘致、起業化支援の充実などにより、地域産業の活性化、雇用機会の拡大を図ります。

また、学校や地元企業等と連携した産業教育を行い、次世代を担う子どもたちが地域の産業にふれ、興味と関心を育てることができる環境づくりと機会の提供に努めます。



田中商店街



羽毛田工業団地

施策の展開

1．商店街・商業地の賑わいづくり

まちの中心に位置する商店街では、街路事業の成果を生かせる個店、商店街の店舗の充実や環境整備の試みを引き出すとともに、市民と商店との協働による賑わいづくりなど商店街の魅力づくりを支援します。

具体的な取組み例

- ・店舗透明シャッター等の設置による明るい商店街の形成
- ・個店連携の促進等による集客スポットづくり
- ・商店街街路灯、駐車場等の整備
- ・まちづくりグループ(リフレッシュタウン田中等)による賑わい創出活動の促進・支援
- ・学校等周辺施設の整備による市街地交流人口の増加促進

2．商工業経営の改善と経営基盤の強化

商工会等と連携しつつ、企業経営セミナー・研修会の開催、制度融資の活用促進などにより、消費者ニーズに応えられる店舗経営、後継者の育成など商工業者の育成を支援します。

具体的な取組み例

- ・市商工業振興条例による商工業振興の支援
- ・中小企業各種制度資金等の活用による支援
- ・商工会による企業経営セミナー、中小企業能力開発学院による研修・講習会等の実施

3．工業用地の確保と優良企業の誘致

既存工業団地、流通団地への優良企業の誘致をさらに進めるとともに、新たな工業用地の確保と提供に努めます。

具体的な取組み例

- ・既存工業団地、流通団地への企業・店舗等の誘致
- ・企業の要望に沿った工業団地の確保
- ・企業誘致に際しての補助制度や融資制度などの支援

4．新産業・新分野進出の支援

新たなものづくりや、サービスの創出に取り組む企業活動を活性化し、魅力ある産業の育成を図るため、異業種交流の促進、新産業や新分野創出に向けた産・学・官の連携による研究開発などを支援します。

また、情報提供や人材育成により起業化を支援し、産業の芽を伸ばします。

具体的な取組み例

- ・近代化モデル事業所にふさわしい企業へのISO取得等への支援と育成
- ・大学と企業等の連携、起業塾の開催などによる創業・新分野進出への支援
- ・新たに起業する際の融資や空き店舗等の情報提供
- ・上田地域産業展への出展促進と企業間・異業種間交流の促進

5．地域産業を支える社会づくり

次世代を担う子どもたちが、地域の手づくり文化や産業技術に触れ、理解や関心を深めることができるよう、教育機関等との連携を進めるとともに、地域住民と各企業、産業間の交流を促進するなどにより、地域が産業を支え、産業が地域に定着しやすい風土づくりを進めます。

具体的な取組み例

- ・工業振興会、羽毛田工業団地協議会、勤労者互助会等の活動の促進と支援
- ・学生を対象とした事業所見学会など、社会体験学習を通じた企業と学校の交流促進
- ・インターンシップ事業の推進



事業所見学会

第3節 多面的な機能の発揮による農業の振興

現状と課題

本市の農業は、気候や地形を活かした果樹生産（ぶどう、りんご、ネクタリン、もも、なし）を中心に水稻、野菜、花き、畜産、きのこを複合するなど、多彩な農産物の生産が行われています。

本計画前期において、農業振興の基本方針である「東御市農業基本条例実施計画・行動計画」、「東御市農業振興地域整備計画」が策定され、今後はこれらに従い農業の持つ多面的な機能を引き出しつつ、市民の食を守り市民に支えられる農業、食と農村への期待に応えられる農業、地域づくりの柱となる農業の振興に努めます。

農業振興における基本課題としては、「東御市農業基本条例」に示される5つの主題（水づくり、土づくり、ものづくり、人づくり、地域づくり）につき、農業者、市民における認識の共有を図るとともに、荒廃農地の増加を防ぐための方策の強化、多様な営農を支える担い手の確保・育成、農産物の高品質化やブランド化の推進、地産地消の推進、環境意識に根ざす農業の展開と都市・農村の交流などをさらに進めることが課題となっています。

基本方針

遊休荒廃地対策の推進と担い手農業者の確保と育成、このための地域営農システムの再構築などにより、農地を守り、安定的に農業生産に取り組むことのできる地域農業を進めます。

食育を中心として地産地消を進めるとともに、安全・安心を求める消費者ニーズに配慮した高品質な農産物づくり、環境にやさしい農業による循環型社会としての取組みを進めながら、付加価値の高い農産物・加工品を市場に供給します。

また、観光農園や農業体験の受入れをさらに拡大し、都市と農村の交流を深めることにより、都市 農村の互いに支えあう関係づくりを進めます。



巨峰



くるみ



白土馬鈴薯

施策の展開

1．新たな農業方針の共有と行動・施策等への反映

「農業基本条例 実施計画・行動計画」「農業振興地域整備計画」の趣旨、内容を農業者、市民が十分に理解し、日々の暮らしに根付かせるよう、理解と周知に努めます。

具体的な取組み例

- ・地区を単位としての農業生産者の共通認識の向上、市民理解の促進
- ・市民の声や地域の課題のくみ上げと施策への反映

2．優良農地の保全・活用、遊休農地対策の強化

地区において、農業生産に取り組む持続可能な地域営農システムの形成を促すとともに、優良農地の保全、営農の集団化や機械力の導入とそのための基盤整備等を進めます。また農産物の加工・付加価値化、ブランド化を進めます。

同時に農地流動化の促進、農業（ワイン）特区にふさわしい作物の勧奨などにより、遊休農地対策を進めます。

具体的な取組み例

- ・地区における基幹農作物と営農形態を考慮した営農推進体制の構築
- ・ほ場、農道、ため池、かんがい用排水路等の整備
- ・農地の流動化・集積の促進
- ・遊休農地における適作物の導入、栽培の促進
- ・農産加工品や特産品の開発支援、優良農産物のブランド化
- ・農業農村支援センターによる情報提供や活動の支援



八重原米の収穫

3．担い手農業者の育成と支援

農業後継者、新規就農者の確保・育成を支援するとともに、認定農業者や企業的経営を行う農業法人など経営基盤の強い担い手を増やします。

具体的な取組み例

- ・ 就農トレーニングセンターの運営、就農住宅の確保と提供
- ・ 農業後継者グループなどへの支援
- ・ 認定農業者の育成、相互交流の促進、支援体制の充実

4．市民の暮らしに直結する農業、環境にやさしい農業の推進

食の体験を通じてとうみの食文化と農業を知ることができるよう、学校給食での地元農産物の利用を高めるとともに、安全な食材を輸送負荷の少ないかたちで、地域の食卓に届ける地産地消を積極的に進めます。

生ごみコンポストなどによる地域内リサイクルの推進、有機農業をはじめ自然力を活かした農法の研究・実験を進め、消費者に安心感を与えることのできる持続可能な農作物生産に取り組めます。

具体的な取組み例

- ・ 学校給食への地元農産物の供給と食育の推進
- ・ 地域の農産物と加工品等を地域の食卓に届けるためのショップや販売システムづくり
- ・ コンポストの高品質化と活用
- ・ 有機農法など環境保全型農法の研究と実践
- ・ 農業廃棄物のリサイクルや廃材などの適切な処理
- ・ 生ゴミ管理システムや省エネ、緑化活動による子どもたちへの意識啓発



学校給食

5．都市と農村の交流拡大

農産物の都市生活者への供給と農業体験(体験型観光)の提供という二つの側面から、消費者（都市生活者）との交流とコミュニケーションを積極的に展開し、農産物と農業を通して「さわやかな風と出会い」を実現していきます。

具体的な取組み例

- ・ 農林業体験型観光などの グリーンツーリズムの推進
- ・ 道の駅や直売所等を利用した生産者と消費者の交流
- ・ 市民農園の利活用の促進
- ・ 農産物を活かした大田区との交流促進
- ・ 農林業体験実習施設、大田区休養村を利用した農業体験プログラムの実施

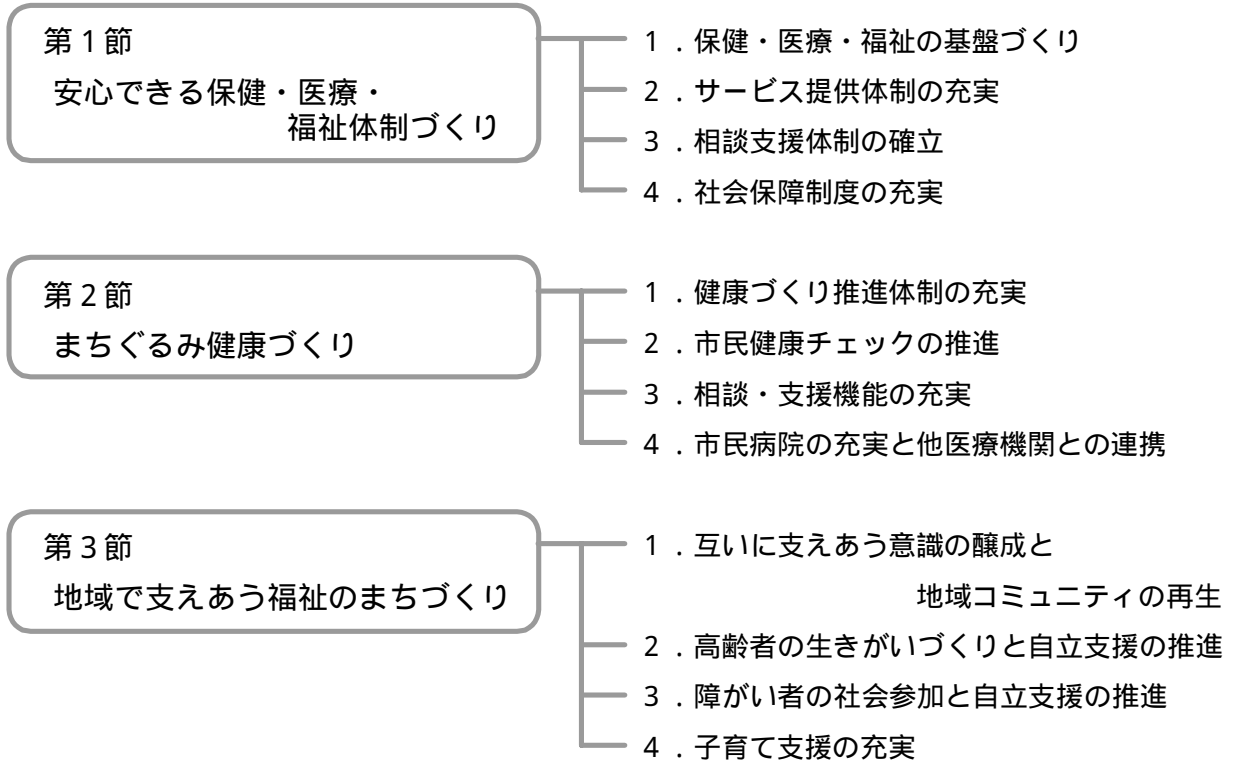
グリーンツーリズム

…都市住民が自然豊かな農山村に滞在し、その地域の人々との交流や生活文化とのふれあい、農林業体験等を楽しみながらゆとりある休暇を過ごすこと。



ゆらり市

第3章 健やかさ・安心を結ぶまち (保健・医療・福祉の充実)



第1節 安心できる保健・医療・福祉体制づくり

現状と課題

少子高齢化が進行しているとともに、従来、家庭が持っていた機能も変化しています。市民が身近な地域で安心して暮らしていくには、自立を支援する基盤やしくみが整っていることが必要となります。

保健・医療・福祉の拠点施設として「福祉の森」と「ケアポートみまき」に施設整備がされていますが、多様なニーズに対応していくためには拠点施設としての機能向上を図る必要があります。また、より身近な地域におけるサービス提供も求められており、地域との連携のもとで自分に合ったサービスを受けられるよう基盤や仕組みづくりが必要となっています。

基本方針

市民が自ら必要な保健・医療・福祉サービスを選択し、利用することができるようにサービス提供体制の充実を図り、市民一人ひとりが安心して生活できるまちづくりを推進します。

拠点施設を充実し、必要なときに適切なサービスが受けられる保健・医療・福祉基盤を整備し、社会福祉事業者、保健・医療関係者、NPOや福祉ボランティアなどによる支援体制の有機的な連携に努めます。

施策の展開

1. 保健・医療・福祉の基盤づくり

保健・医療・福祉サービスにかかわる拠点施設の充実・活用を図るとともに、市民の生活を総合的に支えるために保健・医療・福祉の連携を強化します。

具体的な取り組み例

- ・「福祉の森」の活動拠点化と「ケアポートみまき」との機能分担

2 . サービス提供体制の充実

高齢者や障がい者が福祉サービスの適切な利用が図られるよう、制度や事業の啓発と適切な運営体制を確立することにより、円滑かつ適正に提供できる体制を整備します。

また、地域に密着した地域で支えあう活動が活発に行われるよう、NPOやボランティアなどの活動を効果的に支援します。

具体的な取組み例

- ・地域福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、健康づくり計画等による計画的な体制整備
- ・介護保険サービスの利用支援
- ・障がい者の生活支援
- ・社会福祉法人やNPO、ボランティア団体など民間団体とのネットワーク化促進
- ・NPOやボランティア団体の育成と活動支援

NPO

...行政や私企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで継続的、自発的に公益活動を行う営利を目的としない組織、団体。

3 . 相談支援体制の確立

福祉事務所を中心として地域包括支援センター、児童相談所など専門機関が連携した相談支援体制を確立するとともに、民生委員等による身近で相談できる体制を整備します。

また、福祉サービスを利用する上で支障のある方々を支援します。

具体的な取組み例

- ・福祉事務所の相談支援機能の充実
- ・母子相談員や家庭児童相談員等、専門職員による的確な支援体制の確保
- ・高齢者からの相談体制の確立
- ・成年後見制度など権利擁護制度の推進
- ・DVや高齢者・児童の虐待に対する広域的ネットワークによる支援体制の確立
- ・民生委員や保健指導員などと連携した地域課題やニーズの実態把握
- ・高齢者相談支援体制の確立

DV（ドメスティックバイオレンス）

...配偶者からの様々な暴力行為。肉体的暴力だけでなく言葉の暴力や物の破壊、社会的暴力（交友の制限など）なども含む。

4．社会保障制度の充実

社会保障制度は、市民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットですが、少子高齢化の進展とともに各制度の改革が進められています。

市が行うこととされている公的扶助、公的保険制度を適切に実施するとともに、他の機関が実施する社会保険制度については、制度の啓発に努めます。

具体的な取組み例

- ・ 国民健康保険・介護保険の事務処理体制の充実
- ・ 保険税の適正な徴収と収納率の向上
- ・ 経済的困窮者に対する公的扶助の実施と就労相談
- ・ 児童扶養手当や特別障害者手当などの福祉関係手当の円滑な給付
- ・ 年金制度の啓発



総合福祉センター（福祉の森内）



ケアポートみまき

第2節 まちぐるみ健康づくり

現状と課題

本市では、「健康づくり計画（健康とうみ21）」を策定し、具体的な目標のもと健康づくりを推進しています。

生活習慣病の増加、心の健康問題など、市民が心身に抱えるさまざまな課題に対応するため、保健センターを中心に健康教育、健康相談、健康診査など疾病予防に向けた保健事業を推進するほか、高齢者の健康増進や介護予防を進めています。

また、保健補導員や食生活改善推進協議会が地域の健康づくりのリーダーとして活動しているほか、温泉施設や身体教育医学研究所などを活用した健康づくり活動を行っています。

寝たきりにならない期間（健康寿命）ができるだけ長くなるよう、市民一人ひとりの健康づくりを支援していく必要があります。

また、高齢化や疾病構造の変化に伴い、医療に対するニーズは多様化・高度化しており、市民病院内に地域医療連携室を設置するなど保健と医療との連携を強める一方、適切な医療サービスを供給できる地域医療体制が必要となっています。

基本方針

市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を伸ばせるよう健康資源を活用した健康づくりを支援するとともに、保健サービスの充実などを推進します。

また、市民病院では、市民が安心して受けられる医療サービスが提供できるよう体制を確保します。

保健・医療の連携による相談、指導体制を整えるとともに、身体教育医学研究所での研究や温泉アクティブセンター、温泉健康複合施設等を活用した市民一人ひとりによる主体的な健康づくり活動を支援します。

また、健診や健康相談により心身の問題点を早期に発見し、適切な治療等に結びつけます。

施策の展開

1．健康づくり推進体制の充実

心身の健康づくりのために必要な正しい知識を広く普及し、運動不足や食生活などに起因する生活習慣病の予防や改善、高齢者の介護予防など健康を守るための活動を推進します。

具体的な取組み例

- ・健康づくり計画（健康とうみ21）の推進
- ・食育計画の推進
- ・健康づくり意識の啓発と健康づくりの支援
- ・感染症予防知識の普及や予防接種の実施
- ・高齢者介護予防の充実
- ・高齢者や障がい者など外出困難な市民への訪問支援
- ・保健補導員、食生活改善推進協議会委員の活動への支援



健康づくり活動



親子料理教室

2．市民健康チェックの推進

市民が自らの健康状態を正しく把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるために各種健診等への受診啓発と内容の充実を図ります。

また、検診データを有効に活用し、保健センターや医療機関による事後指導等の予防活動につなげます。

具体的な取組み例

- ・人間ドックの受診支援
- ・特定健康診査・特定保健指導の充実
- ・各種がん検診等の普及啓発
- ・乳幼児健診の充実

3．相談・支援機能の充実

市民が心身に抱えるさまざまな健康や病気に対する不安を和らげ適切な対応につなげるための相談機能を充実するとともに、医療機関との連携により在宅で療養する患者への支援を図ります。

また、高齢者のための介護予防や母子保健に関する相談・支援を推進します。

具体的な取組み例

- ・健康相談総合窓口の充実
- ・介護予防に関する相談・支援
- ・妊産婦への相談・支援
- ・母親学級の開催
- ・新生児家庭訪問指導や育児相談の実施
- ・精神障がい者の在宅支援

4．市民病院の充実と他医療機関との連携

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりのために、市民病院に産科（院内助産所）を設置し地域医療の向上を図ります。また、市民病院と市内医療機関、近隣の専門病院等の相互連携と機能分担を進め、広域的な地域医療体制の充実をめざします。



東御市民病院



第3節 地域で支えあう福祉のまちづくり

現状と課題

地域における相互扶助機能が低下する一方で、保健や福祉に対するニーズは拡大、多様化しており、地域社会の果たす役割は非常に大きくなっています。

本市では三世代同居世帯の割合が比較的まだ高いことなど、地域や家族などの助けあい、支えあいを将来にわたり社会システムとしてつくり出していく必要があります。

また、高齢者はこれまでの暮らしや仕事などのさまざまな経験から得た知識や知恵を将来世代に伝承していくことが期待されます。

一方、少子化対策は緊急の課題となっています。本市では保健センターを核に妊娠から出産、育児まで一貫した母子保健サービスを行うとともに、子育て支援センターでの子育て支援、さまざまな保育サービスなどを行っています。

今後とも母子保健サービスや子育て支援環境の充実を図るとともに、家庭だけでなく地域全体で子どもを見守り、育てていくことが重要となっています。

基本方針

市民の間に地域で福祉を支えるという意識が醸成され、高齢者や障がい者、子どもなどを取り巻く課題に対し、地域で支えあう活動が活発に行われるよう地域コミュニティ機能の再生をめざします。

また、若者の結婚に向けた環境づくりから、結婚、出産、子育てまで総合的な少子化対策を推進します。



放課後児童クラブ

施策の展開

1．互いに支えあう意識の醸成と地域コミュニティの再生

地域住民の交流活動、障がいや疾病に対する適切なサポートの仕方の学習やボランティアの育成などにより、地域で互いに支えあう意識の醸成を図ります。

また、支援の必要な人、支援の可能な人が互いに必要なときに助けあい支えあうことができるよう、活動への幅広い参加と活動内容を充実する新たなしくみづくりを促します。

具体的な取組み例

- ・地域福祉計画の推進
- ・外出支援、軽易な日常生活の援助等の生活支援の充実
- ・生涯学習等と連携した学習会、研修会や交流イベントの実施
- ・民生委員等、地域の保健・福祉推進関係者との連携
- ・地域の見守り体制の強化
- ・災害弱者について情報共有と援助体制の整備
- ・地域コミュニティ活動を活性化する方策の開発

2．高齢者の生きがいづくりと自立支援の推進

高齢者が、生涯にわたり生きがいを持って活動できる地域社会を構築するとともに、在宅生活の支援や介護サービスを充実し、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを推進します。

具体的な取組み例

- ・地域活動や趣味の活動等を通じた高齢者の積極的な地域参加の促進
- ・老人クラブ活動への支援
- ・高齢者の能力を生かす就労の場の確保
- ・高齢者福祉介護保険サービスの充実

3．障がい者の社会参加と自立支援の推進

障がい者一人ひとりのニーズに応じた多様な社会参加の機運が生まれるよう、社会環境の整備や就労の場の確保を進めるとともに、障がい者の日常生活や外出などを支援するボランティアの育成など在宅生活を支えるサービスの確保に努め、自立支援体制の充実を図ります。

具体的な取組み例

- ・ 障害者計画・障害福祉計画の推進
- ・ 公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・ 障がい者の就労・社会参加の場としての地域活動支援センター等の充実
- ・ ハローワーク等との連携による一般就労への取組み推進
- ・ 障がい者の参加しやすい地域活動の推進
- ・ 地域生活支援サービスの確保
- ・ グループホームの設置検討や在宅支援サービスの実施による障がい者の地域移行の推進

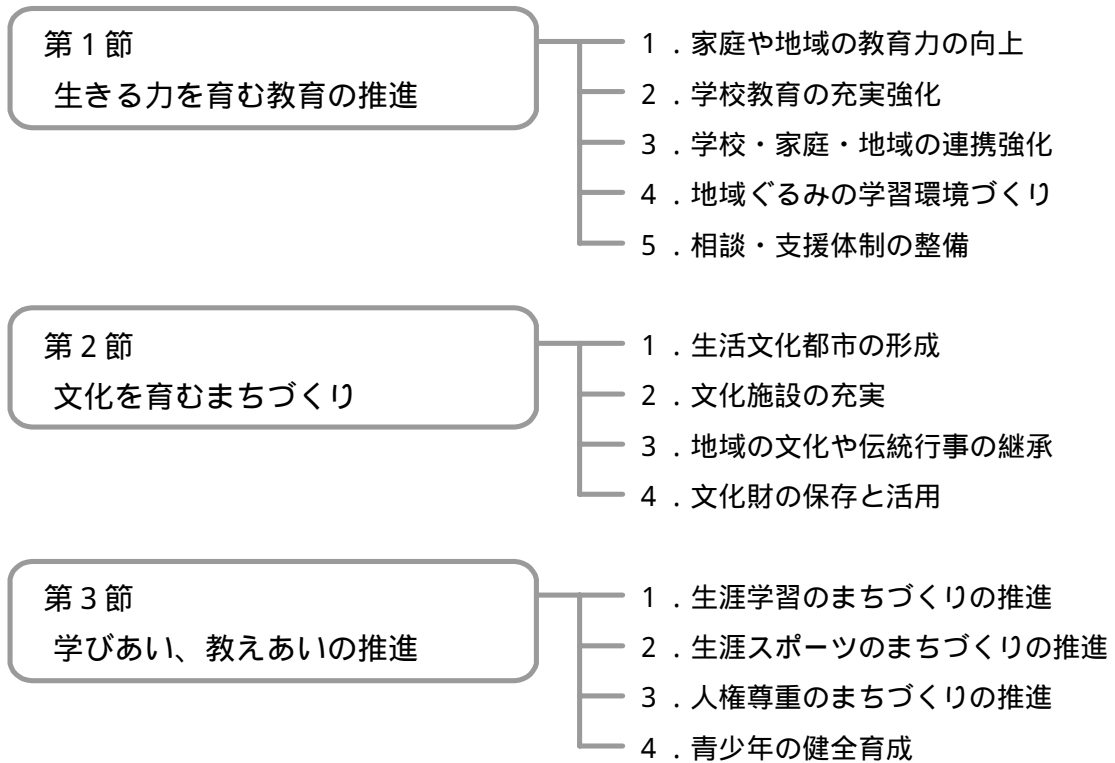
4．子育て支援の充実

地域全体で子育て家庭を支援する意識を共有し、高齢者をはじめとする地域の人たちが関わり、支えていく地域の子育て環境を充実します。また、子育て家庭の多様なニーズに対応したサービス提供体制の確保を図ります。

具体的な取組み例

- ・ 次世代育成支援行動計画の策定
- ・ 子育て情報の提供
- ・ 地域における子育てボランティアの育成と活動支援
- ・ 特別保育の充実（休日、病児・病後児保育）
- ・ 児童・生徒の医療費無料化
- ・ 第3子以降保育料軽減等の経済的支援
- ・ 教育資金の支援
- ・ 児童クラブの整備
- ・ 子育て支援センターや児童館運営の充実
- ・ 保育園の計画的な改築、保育キーパーの全園配置
- ・ 特別な支援を必要とする子どもへの一貫・連携した支援

第4章 未来を担う人を結ぶまち (教育・文化・スポーツの振興)



第1節 生きる力を育む教育の推進

現状と課題

社会環境が大きく変化する中で、子どもたちが心豊かに、たくましく、生き生き育つことのできる家庭や地域の教育力の回復、学校教育の充実が重要となっています。

本市では、学校・家庭・地域が連携する中で、子どもたちが基礎・基本を身につけ、自ら学び考える力など「生きる力」を育む教育を進めています。また、子どもの心の悩みに対し、気軽に相談できる体制の充実が求められています。

今後、学校・家庭・地域が一体となり、世代を超えた交流を深め、大人と子どもがともに成長していくよう取組みを進めます。学校教育においては、環境、情報、国際理解など社会の変化に対応した学習機会の充実やスポーツ活動を通じた体力づくり、健康で安全な食生活の習慣や知識を身につける食育の推進などが課題となっています。

基本方針

子どもたちが自分でやりたいこと、目標、夢をもち、意欲的に最後まで実践する力が育成されるよう学校・家庭・地域が一体となり、責任を持って「生きる力」を育み、楽しい学校づくりを推進し、基礎学力と活用力を育みます。

一方、心に悩みを持つ子どもたちが増えており、適切な支援を図ります。

施策の展開

1. 家庭や地域の教育力の向上

家庭において適切な親子関係を築き、しつけや教育の実践を通して家庭教育の充実に努めるとともに、地域での学習機会や仲間づくりを通して家庭や地域の教育力の向上を図ります。

具体的な取組み例

- ・子育て家庭の学習会等を活用した家庭教育への支援
- ・家庭や幼保・小・中・高が一体となった食育の推進
- ・幼保・小・中・高の連携による教育現場における発達や学びの連続性の確保
- ・地域での世代を超えた交流の推進



中学生と園児の交流

2 . 学校教育の充実強化

子どもたちが人間形成の基本となる「生きる力」を身につけ、社会の変化に主体的に対応できるよう基礎学力と活用力を育む、いじめと不登校のない楽しい学校づくりを推進します。

具体的な取組み例

- ・ 児童・生徒へのきめ細かな少人数指導体制の確保
- ・ 基礎学力調査による学習の定着度の把握と指導への反映
- ・ 学校施設の耐震補強及び計画的な整備・改修

3 . 学校・家庭・地域の連携強化

学校施設の地域への開放、授業への地域人材の活用を図るなど、学校と地域との関係を強化し、PTA活動や学校評議員制度を充実し、子どもたちを社会全体で教育していくための連携体制づくりを促進します。

具体的な取組み例

- ・ 小中学校施設・機能の開放・推進
- ・ P T A 活動・学校評議員制度の充実
- ・ 学校公開講座の充実・促進
- ・ 授業や部活動への地域人材の活用
- ・ 学社融合、特色ある学校づくりの推進

4．地域ぐるみの学習環境づくり

学校や地域で、子どもたちが生活の知恵や地域の自然、食文化、歴史・文化などに触れ、学ぶことのできる学習環境づくりを促進します。

また、「あいさつをする」「本を読む」「汗を流す」の三つを市の教育の基本として、それを浸透させるための家庭、学校、地域社会、それぞれの場での取組みを推進します。

具体的な取組み例

- ・ 農業、福祉、環境等、地域の現場での体験学習の推進
- ・ 幼保・小・中・高が一体となった食育の推進
- ・ 地域（育成会等）が実施する子どもの諸活動への支援
- ・ 図書館ネットワークによる図書館利用の促進
- ・ 地域内でのあいさつ運動の推進



田植え体験学習

5．相談・支援体制の整備

子どもたちが学校や家庭で抱えるさまざまな悩みに対応するために、学校と家庭、地域の連携を密にし、専門家や関係機関との連携により必要な支援体制を整備します。

具体的な取組み例

- ・ 中間教室施設の充実
- ・ スクールカウンセラーや児童・生徒指導員との連携
- ・ 軽度発達障がいを持つ児童・生徒への支援体制づくり

第2節 文化を育むまちづくり

現状と課題

本市には、海野宿に代表されるようにさまざまな歴史や伝統文化、生活文化が伝えられています。また梅野記念絵画館や丸山晚霞記念館が整備され、芸術文化資源にも恵まれています。

重要伝統的建造物群保存地区に指定されている海野宿については、伝統的建造物等の保存・修理と町並み整備がほぼ完了しつつあり、今後は、文化遺産の魅力を活かしたまちづくりが課題となっています。

一方、文化会館や梅野記念絵画館などでは自主文化事業や企画展などを開催していますが、運営の費用対効果の検証が必要となっています。また、文化会館は指定管理者制度に移行されましたが、他の文化施設についても資源の有効活用が求められています。

今後も市民が歴史・文化・芸術にふれ、楽しみ、まちづくりに活かし、また、文化財や伝統行事の保存、継承を図ることができるよう生活の中に文化や芸術の薫りがするまちをめざす必要があります。

基本方針

伝統的建造物群である海野宿に代表される歴史ある美しい町並みや数々の芸術作品、お祭りや伝統行事などを「とうみの文化」として後世へ伝え広げます。

また、芸術・文化施設を拠点に、市内外の交流を促し、子どものときから優れた芸術にふれる機会の拡大を図るとともに、市民の文化活動や文化交流を推進します。



東町歌舞伎公演

施策の展開

1．生活文化都市の形成

市の特色ある歴史、風土などを背景に、市民生活の中で地域文化の交流を深め、また、その文化の再発見を促していく生活文化都市としての活動を推進し、新たな生活文化の創出及び発信を図ります。

また、郷土料理に代表される食文化など、生活に密接に関係する文化を大切にすることにより、市民の地域に対する関心や愛着を深めます。

具体的な取組み例

- ・芸術・歴史・文化に関する多様な入門講座の充実
- ・文化芸術活動に取組む市民団体等への協力、支援
- ・文化芸術活動に携わる市民が交流する場や成果発表の場の確保
- ・伝統的な食材や料理を守り、その良さを伝えていくスローフード運動の推進

2．文化施設の充実

文化会館など市内文化施設を拠点とした文化関連事業を充実し、地域に根ざした文化活動の振興を図るとともに、さまざまな文化交流を促進し、市民文化の活性化に努めます。

また、既存の文化施設の建物や設備の年次的な改修を図ります。

具体的な取組み例

- ・文化会館の自主事業の充実
- ・梅野記念絵画館・ふれあい館の自主事業やアウトリサーチ事業の充実
- ・丸山晚霞記念館の利用促進
- ・文化施設の維持改修
- ・文化人招致による文化交流の推進



文化会館・丸山晚霞記念館



梅野記念絵画館・ふれあい館

3．地域の文化や伝統行事の継承

祭事などとともに、伝承されている地域に伝わる文化や伝統行事に対する理解を深める機会を設けるなど、後世に伝えるための保存、継承活動を支援します。

具体的な取り組み例

- ・金井の火祭りなど地域の伝統的祭事への支援
- ・地芝居「東町歌舞伎」及び「東町歌舞伎舞台」「西宮歌舞伎舞台」の保存活動への支援
- ・雷電太鼓、信州御牧太鼓など地域の文化伝承活動の支援



雷電太鼓



信州御牧太鼓

4．文化財の保存と活用

市の文化を伝える歴史文化遺産の保存を図るとともに、市の歴史を広く伝え、学ぶことのできる環境を整備し、海野宿に代表される町並みなど観光資源としても活用しながら後世に残します。

具体的な取り組み例

- ・海野宿（重要伝統的建造物群保存地区）の保存と活用
- ・文化財、民俗文化財等の保存と活用
- ・遺跡分布調査、埋蔵文化遺跡の発掘調査と保存
- ・アケボノゾウ化石の展示の検討



アケボノゾウ化石の発掘

第3節 学びあい、教えあいの推進

現状と課題

本市では公民館を拠点に生涯学習活動が展開されていますが、生涯学習のニーズは多様化、高度化しており、平成18年度に策定した「東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画」で掲げた「ふれあい、たすけあい、学びあい、共に生きる」生涯学習のまちづくりの実現が求められています。

一方、健康への意識の高まりとともにスポーツ・レクリエーション活動への関心が高まりつつあり、より気軽に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

人権については、「人権の世紀」といわれ、人権意識への関心が高まる中で、平成16年には人権尊重のまちづくり条例を制定し、それに基づく人権施策の基本方針・基本計画を推進しています。あらゆる場で人権が尊重される社会が求められます。

また、少子化や核家族化が進み、家庭や地域をめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。青少年健全育成宣言都市として、青少年が心身ともに健全に成長できるよう、家庭・地域・学校が一体となる取組みを推進していく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、生涯にわたり人間形成や生きがいを高めることにより、地域活性化と市民の生活の豊かさにつながるまちをめざします。

学びやすい学習基盤を整備し、学ぶ意欲や多様な価値観に対応した生涯学習体制の充実に努める一方、子どもから高齢者まで手軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことのできる環境づくりを進めます。

また、人権意識の普及・高揚に努め、市民一人ひとりが自分らしく暮らせる人権尊重のまちづくりを進めます。

さらに、次代を担う青少年が心豊かにたくましく成長することができるよう、地域が一体となった青少年の健全育成に取り組めます。

施策の展開

1．生涯学習のまちづくりの推進

市民の多様なニーズに対応した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習活動の拠点となる公民館などの学習環境を整え、市民だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

具体的な取組み例

- ・生涯学習の場づくりの推進
- ・地区館・分館活動の推進と充実
- ・まちづくり推進協議会の活性化
- ・公共施設再配置の中での新図書館の整備・運営の検討
- ・文化協会など関係団体への支援
- ・図書館ネットワークによる広域的図書館利用の推進・充実



公民館講座

2．生涯スポーツのまちづくりの推進

市民のスポーツ組織への支援を図るとともに、子どもから高齢者までだれもがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加し、交流しながら心身の健康づくりや仲間づくりなどに取組むことができる、生涯スポーツのまちづくりを進めます。

具体的な取組み例

- ・各種スポーツ教室・各種スポーツ大会の開催
- ・体育施設等の拡充
- ・学校体育施設の有効利用
- ・体育施設の指定管理者制度の導入
- ・体育協会などスポーツ関係団体への支援
- ・総合型地域スポーツクラブの設立支援

総合型地域スポーツクラブ

…種目、年齢、技術レベルの多様性を持ち、会員個々のニーズに応じた活動が質の高い指導員によって行われる、地域住民が自主的に会費で運営するスポーツクラブ。



総合体育大会ゲートボール



わんぱく少年野球

3．人権尊重のまちづくりの推進

市民がお互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現をめざし、「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を推進し、人権意識を高め、人権尊重のまちづくりを総合的に推進します。

また、人権啓発センターを人権啓発・住民交流の拠点として活用し、各種相談事業や人権課題の解決に取り組めます。

具体的な取組み例

- ・人権同和教育推進組織の充実強化
- ・地域・各種団体における人権啓発学習会の開催
- ・解放子ども会活動の充実
- ・人権に関する副読本による人権教育の推進

4 . 青少年の健全育成

青少年健全育成条例の運用、青少年健全育成計画の推進により、次世代を担う青少年が心身ともに健全に成長できるよう、家庭・学校・地域や関係団体の連携による市民総ぐるみの健全育成活動を支援します。

また、東御市青少年センターを中心とした青少年の非行防止や環境浄化、市民啓発を図り、青少年により良い環境づくりを推進します。

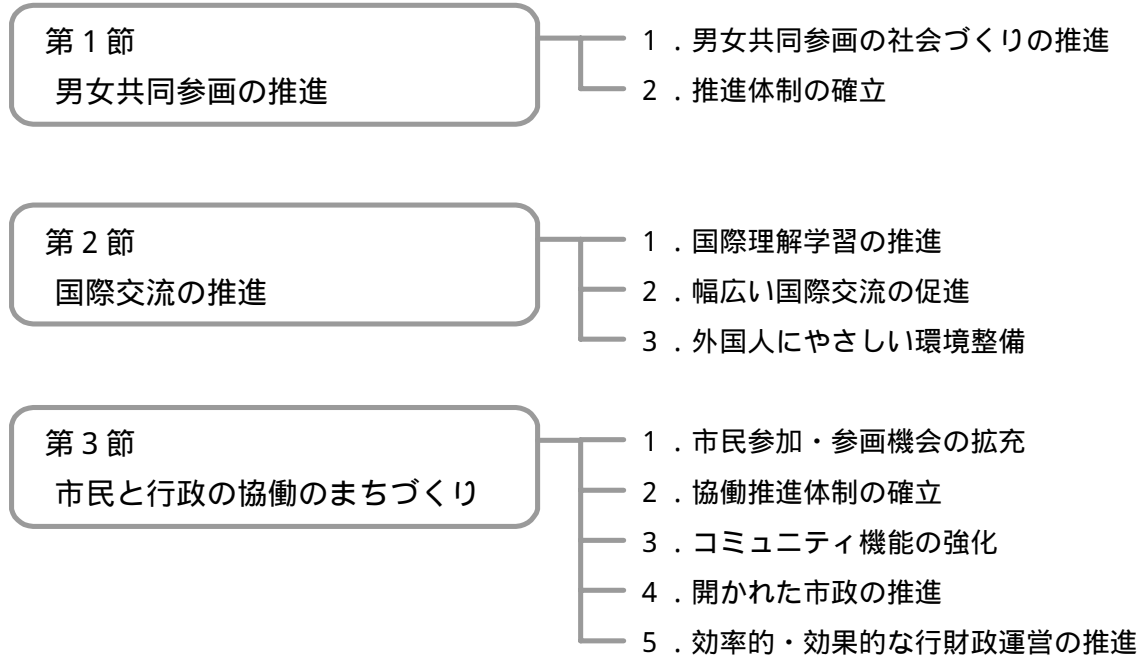
具体的な取組み例

- ・青少年育成市民会議を中心とした、市民協働による青少年健全育成活動の実施
- ・家庭の日、青少年の日の普及啓発活動の実施
- ・地域全体で子どもを育てる取組みの充実
- ・各地区区長会を中心とした有害図書 NO 宣言実施の推進
- ・青少年を有害環境から守る会による有害環境浄化活動の支援
- ・青少年補導委員等による街頭補導・街頭啓発活動の実施
- ・青少年広場の充実



青少年補導委員による街頭啓発活動

第5章 支えあい夢を結ぶまち （市民と行政の協働）



第1節 男女共同参画の推進

現状と課題

本市では、平成18年に「東御市男女共同参画プラン」を策定し、『一人ひとりの個性が響き合うまちづくり』を目標に施策を推進しています。

徐々に、男女共同参画意識の高まりがみられるものの、実生活においては、男女の固定的な役割分担意識もあり、家事、育児、介護の負担、雇用、男性中心の各種組織のあり方など多くの課題があります。

市民一人ひとりの意識の高揚に努めながら、男女共同参画に向けた実効性ある取組みを着実に進めていく必要があります。

基本方針

男女共同参画社会の実現に向けて、「東御市男女共同参画プラン」に基づき男女平等意識の確立、女性の社会参画の促進、さらには家事、育児、介護、就労支援など、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

施策の展開

1. 男女共同参画の社会づくりの推進

これまでの慣習や社会制度にとらわれることなく、男女が個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合い、対等な協力関係を築くための男女共同参画の意識づくりに努めます。

また、男女が協力して仕事と子育て、家事を両立していくための支援体制づくりを進めます。

具体的な取組み例

- ・男女共同参画条例の制定の検討
- ・男女共同参画意識の啓発
- ・審議会や委員会などへの女性の登用、参画の促進
- ・男女の職業生活と家庭生活の両立を支援する施策の充実(育児休暇、介護休暇の普及促進など)
- ・相談・支援体制の確立

2．推進体制の確立

「東御市男女共同共同参画プラン」を着実に推進するため、市民参画のもと行政と一体となって取組む推進体制を確立します。

具体的な取組み例

- ・男女共同参画推進会議の活動の促進
- ・男女共同参画推進委員の活動の推進
- ・東御市男女共同参画行政推進会議の充実



男女共同参画のつどい



男女共同参画まちづくり地区懇談会

第2節 国際交流の推進

現状と課題

国際化が進む中で地域や市民生活においても国際化は著しく、市内に住む外国人の数はここ数年で増加しています。外国人と市民が、同じ地域とともに暮らしていくため、言葉や文化の違いを超えて、相互に理解し合うことが求められています。

本市では、中学生、高校生の海外ホームステイ事業を実施するとともに国際交流協会が主催となって異文化交流事業などを行い、国際化意識の醸成に努めています。

また、外国人の相談窓口を設置し、生活相談を行っていますが、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりをさらに推進していく必要があります。

基本方針

市民の国際理解を深め、市民が主体となった国際交流活動を活性化します。

また、外国人に対する生活情報の提供や相談体制の充実を図り、外国人も暮らしやすいまちづくりをめざします。

施策の展開

1. 国際理解学習の推進

小中学校における国際理解教育や、国際化の視点を取り入れた生涯学習活動などにより、子どもたちや市民の国際理解を推進します。

具体的な取組み例

- ・小中学校における外国語指導助手の充実
- ・中学生、高校生の海外ホームステイ事業の充実



中学生海外ホームステイ

2．幅広い国際交流の促進

国際姉妹都市である米国オレゴン州マドラス市との交流や、国際交流協会を通じて市民、民間団体などが行う国際交流活動を促進します。

具体的な取組み例

- ・ 姉妹都市との市民交流団の相互派遣
- ・ 国際交流協会の活動支援

3．外国人にやさしい環境整備

外国人総合相談窓口の設置や外国語による行政情報の提供など、外国人が住みやすいまちづくりに向けた取組みを進めます。

また、日本語教室の充実やボランティア通訳の確保などにより、外国籍市民の社会参加を促進するための体制整備を進めます。

具体的な取組み例

- ・ 外国語コーディネーターの配置
- ・ 外国語による生活情報の提供

第3節 市民と行政の協働のまちづくり

現状と課題

市民と行政の協働のまちづくりの推進が求められており、本市では、平成19年に「市民協働のまちづくり指針」を策定しています。市民が要求し、行政が提供するという従来の構図から、市民と行政それぞれが、担うべき責任と役割を明らかにした体制の構築をめざしています。

また、協働のまちづくりを推進するためには行政情報の積極的な公開が求められるとともに、市民が連携し自らの課題を解決するためのコミュニティ機能の強化が必要となっています。

一方、本市では平成18年に「東御市行政改革実施計画(集中改革プラン)」を策定し、新しい協働体制や組織の見直し、職員の定員適正化など抜本的な行政改革に取り組んでいます。また、合併を踏まえた自治体経営の基礎を整えていくため、公共施設の適正配置などへの取り組みも課題となっています。

基本方針

市民の参加・参画を積極的に推進し、市民と行政が適切な役割分担と連携を図りながら協働のまちづくりを推進します。また、コミュニティ機能の強化により地域を基盤としたまちづくりを進めます。

一方、開かれた市政を推進し、分権化が進む中で合併の効果を最大限に発揮した効率的な行政運営と効果的な市民サービスの実現をめざします。



地域づくり活動

施策の展開

1．市民参加・参画機会の拡充

会議におけるワークショップ手法の導入やまちづくり計画などに意見を述べるパブリックコメント制度の活用、各種審議会への公募委員の登用など、市民参加機会を拡充します。

具体的な取り組み例

- ・ワークショップ手法の導入
- ・パブリックコメント制度の活用
- ・各種委員会・審議会への市民の参画促進

2．協働推進体制の確立

市民と行政お互いの協働意識の醸成を図るとともに「市民協働のまちづくり指針」をもとに協働推進体制を確立します。

また、ボランティアや市民活動団体、NPO等の活動団体との協働に向けた設立及び活動を支援します。

具体的な取り組み例

- ・ 指定管理者制度、 P F I 制度など各種制度の活用
- ・ 業務の民間委託
- ・ 協働事業の拡大と役割の明確化

指定管理者制度

…公の施設の管理を自治体が指定する企業やNPO等の民間事業者に代行させること。

P F I 制度

…社会資本の整備・運営に民間の資金や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ること。

3．コミュニティ機能の強化

地域における協働のまちづくりを推進するため、小学校区を単位とする地域住民の交流拠点となる施設の整備、自治会活動の促進などにより良好なコミュニティの形成を促進します。

また、市民祭りや交流イベントの実施により、コミュニティの結びつきを強めます。

具体的な取り組み例

- ・ 小学校区を単位とするコミュニティ組織づくり
- ・ 自治推進活動への支援
- ・ コミュニティ組織が行う地域づくり活動支援
- ・ 地域づくりサポーター制度の活用促進
- ・ 舞台が丘再開発基本構想の策定及び推進

4 . 開かれた市政の推進

個人情報保護の徹底のもとで市政に関する情報を市民に提供します。

高齢化が進む地域の実情を踏まえ、高齢者にもわかりやすい情報伝達の方法を検討するなど、市民にわかりやすく情報を提供するとともに、まちづくり懇談会の実施など市民の意見や提案を市政に反映させます。

具体的な取組み例

- ・モニター制度の活用による、市報の内容充実
- ・市ホームページによる速やかな行政情報の提供
- ・ケーブルテレビなどによる情報提供
- ・各種統計による市の現況に関する情報提供
- ・まちづくり懇談会の実施
- ・ふれあい市長室の実施
- ・市政への提言「私のひとこと」の実施



ふれあい市長室



まちづくり懇談会

5 . 効率的・効果的な行財政運営の推進

効率的・効果的な行政運営の実現をめざし、「東御市行政改革実施計画（集中改革プラン）」に基づき、トップマネジメントの強化、行政評価システムの構築、職員の意識改革、簡素で効率的な組織体制の確立などを推進します。

具体的な取組み例

- ・市政アドバイザー制度の創設
- ・行政評価システムの導入（PDCAサイクルの確立）
- ・人材育成計画の策定
- ・定員適正化の推進
- ・消防、ごみなどの広域処理の推進
- ・電子自治体の構築
- ・補助金等の見直し
- ・予算編成手法の見直し

附属資料

東御市のシンボル

市の花：レンゲツツジ



湯の丸高原のレンゲツツジ群落は、東御市の観光の目玉ともなっており、毎年、多くの観光客が訪れます。また、市内各地でも見られる身近な花でもあります。

湯の丸高原のレンゲツツジ群落は昭和 31 年 5 月 15 日に国の天然記念物に指定されています。

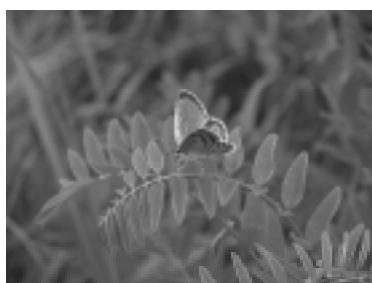
市の木：くるみ



東御市は雨が少なく南斜面で日当たりのよい地形に恵まれ、栽培に最適な環境です。くるみ栽培は明治初めから導入され、大正時代には盛んに栽培されました。

市内には原種木もあり、一般家庭でも古くから見られます。

市の蝶：オオルリシジミ



国内ではごく限られた地域のみで生息している蝶で、東御市では地域住民の皆さんが中心となる保護活動により、自然に舞う姿が見られるようになりました。

平成 17 年 12 月 1 日には、市の天然記念物に指定されています。

東御市まちづくり審議会条例（平成16年4月1日 条例第26号）

（設置）

第1条 総合的かつ計画的な市政の運営及び明るく豊かな住みよいまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、東御市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) その他まちづくりを推進するため市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員会）

第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（幹事）

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

第1次東御市総合計画後期基本計画の策定経過

平成16年度から平成20年度までを計画期間とした前期基本計画の見直しを行い、平成21年度から平成25年度を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

後期基本計画の策定経過

| 策定経過 | 年 月 日 |
|--------------|-----------------------------|
| 東御市まちづくり懇談会 | |
| 祢津地区 | 平成20年 6月 26日 |
| 和地区 | 平成20年 6月 27日 |
| 北御牧地区 | 平成20年 7月 2日 |
| 田中地区 | 平成20年 7月 4日 |
| 滋野地区 | 平成20年 7月 8日 |
| 市役所各部課での検討 | |
| 策定委員会 | 平成20年 8月 5日 |
| 検討 | 平成20年 8月～平成20年 9月 |
| 各課ヒアリング | 平成20年 9月12日 |
| 各課ヒアリング | 平成20年 9月17日 |
| 検討 | 平成20年11月 |
| 市長ヒアリング | 平成20年10月17日 |
| パブリックコメントの実施 | 平成20年12月18日～ 平成21年 1月17日 |
| 東御市まちづくり審議会 | |
| 計画説明 | 平成20年 7月 9日 |
| 諮問、原案協議 | 平成20年12月17日 |
| 原案協議、答申 | 平成21年 1月 28日 |
| 東御市議会 | |
| 全員協議会説明 | 平成21年 2月 26日 |

第1次東御市総合計画後期基本計画策定についての諮問・答申

20企第69号
平成20年12月17日

東御市まちづくり審議会
会長 懸川 恵子 様

東御市長 花岡 利夫

第1次東御市総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

第1次東御市総合計画の平成21年度を初年度とし、平成25年度を目標年次とする後期基本計画の策定について、東御市まちづくり審議会条例第2条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

まち審答申第1号
平成21年1月28日

東御市長 花岡 利夫 様

東御市まちづくり審議会
会長 懸川 恵子

第1次東御市総合計画後期基本計画の策定について(答申)

平成20年12月17日付け20企第69号で諮問のあった第1次東御市総合計画後期基本計画の策定について、東御市まちづくり審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申する。

第 1 次東御市総合計画 後期基本計画

～ さわやかな風と出会いの元気発信都市～

発行日 平成 2 1 年 4 月

発 行 東 御 市

長野県東御市県 2 8 1 - 2

TEL 0 2 6 8 - 6 2 - 1 1 1 1 (代)

編 集 東御市総務部企画課



市章の説明

東部市の頭文字「と」をモチーフに、豊かな自然、人と人との鮮烈な出会いと合併による新市の融合を象徴しています。
橙色の楕円は太陽を、中心の青い弧は千曲川の流れを、そして空色の弧はさわやかな風を表しています。
楕を頭として、青い部分とあわせて人を表現し、おもいきり未来に飛び出そうとしている元気な人々の住むまち…
それは元気発信都市を意味しています。